

金融検査指摘事例集

(平成19検査事務年度)

平成20年7月
金融庁検査局

<目次>

はじめに	1
預金等受入金融機関	3
I. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－	3
II. 法令等遵守態勢	10
III. 顧客保護等管理態勢	19
IV. 統合的リスク管理態勢	27
V. 自己資本管理態勢	33
VI. 信用リスク管理態勢	39
（中小企業等の事業再生や地域再生への取組に関する評価事例を含む）	
VII. 資産査定管理態勢	48
VIII. 市場リスク管理態勢	53
IX. 流動性リスク管理態勢	61
X. オペレーショナル・リスク管理態勢	66
XI. その他（信託業務）	76
保険会社	80
金融持株会社	90
行政処分に繋がった検査	93

はじめに

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点などから作成・公表しているものである。

金融庁検査局では、平成19検査事務年度（19年7月～20年6月）の検査基本方針において、検査重点事項として、

- ① リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築
- ② 実効性のある利用者保護の実現
- ③ 金融取引のグローバル化への適切な対処
- ④ 地域金融を巡る構造の変化への対応

を掲げ、さらに次頁の項目を業態別重点事項として検査を行ってきた。

本事例集は、上記の方針のもと、19事務年度に行った検査での評定・指摘事例を中心に、18事務年度に行った検査での事例も一部交え作成している。

今回の指摘事例集においては、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）を推進し、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けたインセンティブ付けの観点から、新たに「A評定」事例を紹介しているほか、評定結果の6割強を占めるB評定について、「Aに近いB」・「平均的なB」・「Cに近いB」とレベル感を比較できるよう3類型に分けて紹介（注1）していることに加え、問題点のみならず前向きに評価できる点（中小企業の事業再生への取組や前回検査指摘事項の改善状況）も紹介している。

また、金融検査マニュアルの改訂を踏まえ、新たに「経営管理態勢」や「統合的リスク管理態勢」の評定事例を紹介しているほか、「金融持株会社」の検査における指摘事例を紹介している。

さらに、「成長力強化への早期実施策」（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）を踏まえ、金融機関による企業の事業再生の取組について、中小企業の事業再生や地域の活性化に繋がった好事例もあわせて紹介している（注2）。

この結果、紹介事例数は、評定事例65事例、指摘事例341事例と昨年に比べ大幅に増加し、一層の充実を図っている（注3）。

なお、本事例集においては、金融機関の規模・特性により指摘事例の傾向が異なることを踏まえ、預金等受入金融機関については、事例毎に「主要行等及び外国銀行支店」「地域銀行」「信用金庫及び信用組合」の3つのカテゴリーを示している。ただし、ある業態での指摘事例とされているものであっても、その他の業態において指摘していないというものではないことから、金融機関の自主的・持続的な経営改善に結びつけるためには、他業態の指摘事例についても参照することが有益である。

特に、評定結果については、同じ事象が生じている場合でも、金融機関の規模・特性等により、経営に与える影響が異なることから、各金融機関によって指摘振りや評価が異なることがあることに留意が必要である。

(参考) 業態別重点事項

預金等受入金融機関

預金等受入金融機関については、顧客に対する説明責任の履行状況等の利用者保護に対する取組みの検証を行うほか、個別の金融機関の財務内容や資産運用の状況に応じ、大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢や市場リスク管理態勢の検証を行うなど、規模及び特性に応じた検査を行う。

なお、バーゼルⅡの実施を踏まえ、信用リスクに係る内部格付制度の運用状況の適切性等について検証し、能動的にリスク管理を行うための態勢の整備状況について検証するほか、国際業務を適切に行うための管理態勢や、多様化する業務内容に応じた利益相反を防止するための態勢整備の状況についても検証する。

銀行等代理業者については、その参入状況を踏まえ、必要に応じ検査を実施する。

信託銀行等

信託銀行等の信託業務については、個人投資家向けの小口化商品や富裕層向け商品の取扱実績が増加するなど商品性が多様化する中、顧客が個々の商品の有する様々なリスクを理解した上で取引できるよう、その説明態勢を検証する。また、信託検査マニュアルに基づき、信託の引受審査態勢の整備状況を検証するほか、利益相反行為の防止など財産運用を適切に行う態勢の整備状況等について検証する。

保険会社

保険会社については、契約概要や注意喚起情報による商品説明や意向確認書面による契約者等のニーズを踏まえた保険募集を行っているかなど、銀行等の募集代理店を含めた保険募集管理態勢の整備状況について検証するほか、保険金等の支払管理態勢の整備状況についても引き続き検証する。また、保険引受リスクや商品特性に応じた区分経理及び責任準備金の管理態勢について検証するとともに、各種ファンド商品等、多様化した運用手段に係るリスク管理態勢の適切性についても検証する。

外資系金融機関

外資系金融機関については、上記の業態別の事項を踏まえつつ、我が国の法令等を遵守する態勢の整備状況について検証するとともに、規模、特性、グループ展開等に照らして、実効性のある経営管理態勢を整備しているか検証する。また、プライベートバンキング業務やデリバティブを内包した商品の販売が、顧客保護等の観点から適切な管理態勢の下で実施されているか検証する。

(注1) B評定の類型は、あくまでも、B評定の中のレベル感を分かり易くするために付したものであり、評定段階を変更したものではない。

(注2) 検査・監督で積極的な評価・周知を図り、事例集を用いて普及する。

(注3) 掲載事例数は、業態や項目毎の検査における指摘数を反映しているものではない。

【I. 経営管理態勢】

<預金等受入金融機関>

I. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－

◆ 評定事例

- (1) 各種委員会を定期的に開催しリスク管理等の審議を行っているほか、内部監査についても適切に実施し指摘事項に対応しているなど、支店の規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【A評価】

（規模・特性等）

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 当支店は、海外本店のための情報収集や円資金の調達を目的に設置されており、小規模での業務体制となっている。
- ・ 主要業務は有価証券投資のほか、企業からの輸出手形買取り等の貿易金融である。貸出については、本店主導によるシンジケート・ローンが大半であり、個人向け貸出はほとんどない。
- ・ 本店は、当支店からの定期報告などにより、リスク管理状況をモニタリングしている。

【評定結果】

日本における代表者は、支店内におけるリスク管理基準を策定し、リスク管理委員会、与信審議委員会及びコンプライアンス委員会を定期的に開催し、各種リスク管理等に関する審議を踏まえたうえで業務を遂行している。

また、本店に対し各種の定期報告のほか、金融情勢の変化を踏まえた支店の対応状況などの報告を行っており、本店のモニタリングを受けている。

さらに、本店監査部門による定期的な監査において指摘された事項に対しても、迅速に対応策を検討のうえ改善を図っており、十分な管理態勢が構築されている事例。

- (2) 内部監査指摘事項のフォローアップ態勢に問題点が認められるものの、経営管理態勢の充実を経営上の最重要課題として位置付け、態勢整備を図っている事例【平均的なB評価】

（規模・特性等）

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査において、与信監査に関し、自己査定結果の正確性の検証が諸計数の確認にとどまっているとの指摘を受けて、与信監査部門のスタッフを中心に増員するなど態勢面の充実を図っている。

【評定結果】

取締役会は、経営管理態勢の充実を経営上の最重要課題と位置付け、法令等遵守や各リスク管理について組織横断的に統括管理するために、コンプライアンス委員会、ALM委員会及び融資委員会を設置し、これらの委員会において業務運営状況の把握やそれを踏まえた改善策の検討を行うなど態勢整備を図っている。

しかしながら、内部監査指摘事項に対するフォローアップについて、内部監査部門は、被監査部門における改善状況を進捗管理していないことから、

【 I . 経営管理態勢】

内部規程に反し、営業店が改善状況報告の提出期限を遵守していない事例や未報告のまま放置している事例が認められ、指摘事項のフォローアップが不十分という問題点が認められる事例。

(3) 理事会において監事会規程等を定めているものの、監事の独立性を確保するための態勢に問題点が認められる事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 店舗数は少なく、営業基盤の強化のため、各店舗に役員を割り当てて業務推進に取り組んでいる。

【評価結果】

理事会は、毎年度経営計画を策定しているほか、監事会規程や内部監査規程において、監事や内部監査部門の理事について被監査部門からの独立性を確保することを規定している。

しかしながら、理事会は、経営計画に掲げる営業目標の達成に向けた業務推進の一環として、常勤監事を営業店の業務支援担当に割り当てるなど、内部規程に反し、監事の独立性を確保していないことから、以下のような問題点が認められる事例。

- ・ 常勤監事は、経営計画に掲げる営業目標を達成させるため、支援店舗の営業支援を目的として、年数回、主要取引先を往訪するなど、担当者として業務推進に関与している。

(4) 収益基盤を確保するためのプロジェクトチームを設置し、具体策を検討しているものの、経営計画の実現可能性の検討や、新たな収益部門に係るリスク管理態勢の整備に問題点が認められる事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 経営計画において、新たな収益部門を設けシンセティックCDO¹等への投資による収益確保に取り組むこととしている。
- ・ シンセティックCDOについては、多額の評価損が生じており、損失限度枠を超過する水準にある。

【評価結果】

取締役会は、経営計画において、従来の有価証券投資を中心とした収益構造を転換し、融資業務や手数料業務を強化し収益基盤を確保することを掲げ、プロジェクトチームを設置し具体策を検討している。

しかしながら、取締役会による経営計画の策定及び実現可能性の検討や、新たな収益部門によるシンセティックCDO投資に係るリスク管理態勢の整備等に関し、以下のような問題点が認められる事例。

- ・ 取締役会は、金利上昇など収益環境の変化等を踏まえた実現可能性を十分に検証しないまま、経営計画において有価証券運用の粗利益等の目標を設定していることから、同計画初年度の実績が当初計画を大幅に下回って

¹ CDO = Collateralized Debt Obligations

【I. 経営管理態勢】

いる。

- ・ 取締役会は、経営計画に掲げた収益目標を確保するため、新たな収益部門を創設しているが、リスク計測方法やポジション枠の設定などのリスク管理態勢を十分に整備しないまま、同部門においてシンセティックCDOへの投資を実行した結果、多額の評価損が発生している。

(5) 経営計画に対して実績が大幅未達となった原因の把握や今後の金利上昇が経営に与える影響を分析していないなど、経営計画達成に向けた検討が行われていない事例。【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 地方中核都市を営業展開の中心としているが、郡部にも多数の店舗を設置している。

【評定結果】

取締役会は、変動金利型融資の構成比の低下により、金利上昇の影響を受けやすい収益構造となっており、中期経営計画に掲げる収益目標と実績の大幅乖離の原因が市場金利の上昇であると認識している。

しかしながら、取締役会は、今後の金利上昇が収益や自己資本比率に与える影響を分析させていないほか、変動金利型融資の構成比に係る目標値等について協議していない。

また、中期経営計画に掲げる各種施策への取組や子会社の管理について、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 中期経営計画に掲げる中小企業融資の増強については、中小企業向け融資残高の実績が計画と大幅に乖離しているにもかかわらず、取締役会は、融資部門に対し、顧客の資金ニーズや地域別・業種別融資残高等の各種データを組み合わせた要因分析を指示していなかったため、乖離の要因を把握できず、営業推進を強化する地区の設定や業種・規模等による顧客ターゲットの絞込みなどの計画達成に向けた対応策を策定していない。
- ・ クレジットカード子会社の収支計画については、貸出金利息収入や手数料収入が減少している中、取締役会は、同計画において増収のための前提としている当行との連携事業が具体化していないことを認識しているにもかかわらず、増収計画の実現可能性を審議せず了承している。

◇ 指摘事例

i. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理態勢の整備・確立状況

(1) 取締役・取締役会の役割・責任

- ・ 代表取締役は、本部所管部署による調査及び内部監査において、一部支店における実需に基づかない貸出が判明しているにもかかわらず、所管部署からの注意喚起にとどめ、具体的な対応策を検討していない。このため、新たに実需に基づかない貸出が多数認められており、優越的地位の濫用防止に向

【I. 経営管理態勢】

けた取組が不十分な事例。[地域銀行]

(2) 代表取締役に対する牽制

- ・ 常務会は、担当部長等が事前に付議案件を代表取締役の説明し了解を得ることを付議の条件としていることから、付議事象には代表取締役の意向が強く反映されている。このため、常務会において役員が意見を差し控えるなど、常務会がその機能を発揮していない事例。[地域銀行]
- ・ 理事会は、理事長が特定顧客との取引を専決し、取引の関係書類も保管しているといった実態を看過しているほか、営業担当理事の主導によるいわゆる「企業舎弟」への融資を何ら審議もすることなく追認しており、牽制機能を発揮していない事例。[信用金庫及び信用組合]

(3) 金融機関全体の情報の集約・分析及び改善策の検討・指示

- ・ 取締役会は、海外支店から本部各所管部署への報告態勢を整備していないため、海外支店は現地金融当局からマネー・ローンダリングに関する検査指摘を受けているにもかかわらず、所管部署へ報告していない。このため、所管部署は、海外支店における検査指摘事項に係る改善策の策定に関与しておらず、不十分な改善策にとどまっている事例。[地域銀行]

(4) 新規商品等審査に関する取扱い

- ・ 取締役会は、新商品・新規業務の審査について、リスク管理統括部門が各リスク管理の所管部署の審査結果を取りまとめ、新商品・新規業務の担当部署に送付することとしたものの、当該検討結果に基づく新商品等の改善状況を検証する態勢を整備していないことから、改善すべき新商品等について必要な改善が行われていなかったことが看過されている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(5) 子会社等に関する管理態勢

- ・ 取締役会は、子会社における法令等遵守状況について、所管部署にモニタリングを指示していない。このため、同部署は、子会社の社員によるカードキャッシングの不正利用事件について、事件発生後長期にわたり当該事実を把握しておらず、当局への不祥事件届出も遅延している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 取締役会は、リスク管理統括部門に対し子会社との契約及び取引に関する管理規程を策定させていない。このため、子会社の所管部署は、子会社に支払う手数料に関しアームズ・レングス・ルールの観点から検証を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(6) 法令等遵守、顧客保護等、リスク管理等の重視

- ・ 取締役会は、部店業績評価制度について、法令等遵守に係る懸念事案が同一部署で複数発生しているなど態勢上の問題がある場合や、顧客への不適切な説明など顧客保護に係る態勢上の問題がある場合について、評価方法の策

【 I . 経営管理態勢】

定を所管部署に対して指示していない。このため、不祥事件の発生などが業績評価に十分に反映されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(7) 危機管理態勢

- ・ 取締役会は、危機管理の所管部署に対し、テロや大規模災害を想定した被災シナリオや業務再開までの目標時間等を定めた業務継続計画の策定を指示していない事例。[地域銀行]

(8) モニタリング及び見直し

- ・ 取締役会は、現金着服などの不祥事件が多発していることを受け、中期経営計画に監査機能の強化を掲げ、監査部内に「特別監視チーム」を設置したが、同チームは、現金取扱手続の遵守状況などの事務プロセスの検証を行っていないにもかかわらず、取締役会は同チームの機能発揮状況を検証していないため、同チームの機能不全が改善されていない。このため、依然として不祥事件が続発している事例。[地域銀行]

ii. 内部監査態勢の整備・確立状況

(1) 内部監査部門の態勢整備

- ・ 取締役会は、内部監査部門に被監査部門の業務である資産査定基準及び償却・引当基準の策定を行わせているほか、内部監査部長に被監査部門の担当役員を兼務させているが、被監査部門からの独立性を確保するための措置を講じていない事例。[地域銀行]
- ・ 取締役会は、内部監査部門にリスク計測に関して専門性を有する人員を配置していないことから、仕組商品等のリスク計測の適切性等に係る監査が実施できていない事例。[地域銀行]

(2) 取締役会による問題点の改善

- ・ 取締役会は、内部監査部門による本部監査において法令改正に伴う規程の見直しを行っていない部署が複数あるとの監査報告を受けているにもかかわらず、規程等整備の統括部署に対し全体調査を指示していない。このため、各業務の所管部署において見直しが行われていない規程等が多数認められる事例。[地域銀行]
- ・ 取締役会は、営業店監査において認められた全店共通の指摘事項について、所管部署に対し改善指示を行っているが、内部監査部門に改善の進捗状況を確認させていないことから、複数の営業店で指摘事項が改善されていない事例。[地域銀行]

(3) 内部監査計画の策定

- ・ 内部監査部門は、外部委託管理の所管部署に対する監査を監査計画に盛り込んでいるものの、具体的な監査スケジュールや監査項目を定めていない事例。[地域銀行]

【 I . 経営管理態勢】

(4) 内部監査の実施

- ・ 内部監査部門は、クレジットカード子会社の債権取立業務に係る監査において、貸金業法等の観点から検証する必要があることを認識しながら、同社から口頭説明を受けるにとどめ、実態調査を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(5) フォローアップ態勢

- ・ 内部監査部門は、監査指摘事項に対する被監査部門からの改善状況の報告を徴求しているものの、報告内容の検証を行っていないことから、改善策の実施時期が未定であるにもかかわらず、改善策の策定をもって、未改善事項を改善済としている事例。[地域銀行]
- ・ 内部監査部門は、被監査部門から監査指摘事項について改善状況の報告を徴求しているものの、問題の原因分析や改善策の検証を十分に行っていないことから、翌年度も同じ被監査部門において、同様の発生原因に基づく問題事例が発生している事例。[信用金庫及び信用組合]

(6) 内部監査の有効性の分析・評価

- ・ 日本における代表者は、本店の内部監査部門による監査がマネー・ローンダリングやインサイダー取引防止が中心となっていることを認識しているにもかかわらず、本店に対し、当支店の本邦法令等の遵守状況や内部管理態勢上の弱点を把握するための監査の実施を要請するなどの対応を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(7) 内部監査態勢の改善活動

- ・ 理事会は、総合監査を長期間実施していない営業店が認められるとの前回検査指摘に対して改善策の検討を行わないまま、内部監査部門が策定した監査方針及び監査計画を承認していることから、依然として総合監査を長期間実施していない営業店が認められる事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 取締役会は、本部監査が監査計画通りに実施されていないことを把握しているにもかかわらず、内部監査部門に対し、未実施の部署及び項目などについて報告するよう指示していないことに加え、監査計画の見直しを指示していない事例。[地域銀行]

iii. 監査役・監査役会による監査態勢の整備・確立状況

(1) 監査環境の整備

- ・ 監査役は、監査役監査を実施するに当たり、内部監査部門から監査結果を入手せず、内部監査において指摘された問題点を把握しないまま監査を実施している事例。[地域銀行]

【 I. 経営管理態勢】

(2) 監査の実効的实施

- ・ 監査役会は、サブプライム関連商品に係る減損処理など、経営に大きな影響を与える事象発生の情報を入力しているにもかかわらず、内部規程反し、理事等からの報告徴求及び調査を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) 取締役会等への出席等

- ・ 常勤監事は、有価証券の保有増加や調達コストを下回る貸出金利での長期固定型住宅ローンの推進による金利リスクが経営に大きな影響を与えているにもかかわらず、理事会において当該問題が審議されていないことを認識しながら、理事会に対して改善提言を行っておらず、監事監査の機能を発揮していない事例。[信用金庫及び信用組合]

iv. 外部監査態勢の整備・確立

(1) 改善及びフォローアップ

- ・ 取締役会は、外部監査人による指摘事項に係る改善状況の報告に関する規程を整備していないことから、長期間未改善となっている指摘事項を把握していない事例。[地域銀行]
- ・ 内部監査部門は、外部監査人の指摘事項のフォローアップについて、各業務の担当部門から改善策や改善状況の報告を受けるにとどまり、改善策の内容や改善実態について検証を行っていないことから、翌年度の外部監査人の監査において、同様の指摘を多数受けている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

Ⅱ. 法令等遵守態勢

◆ 評定事例

- (1) コンプライアンス研修について、軽微な問題点が認められるものの、小規模店舗の規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 新規業務の取組時には、必ず弁護士や監督当局に照会を行ったうえで、疑義がない場合のみ新規業務に取り組むこととしている。

【評定結果】

日本における代表者は、コンプライアンス・オフィサーを任命し、法令等遵守に係る自店検査を行わせるなど、態勢整備を図っている。

また、新規業務の取扱いに当たっては、弁護士意見の徴求のほか、監督当局への事前確認など、法令等遵守に重点を置いた業務運営に注力し、日常業務において問題が生じないように、法令等遵守を重視した管理・運営態勢としている。

こうした中、新規採用職員や臨時雇用の職員に対するコンプライアンス研修について、一部の未受講者へのフォローアップが行われていないという問題点が認められるものの、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例。

- (2) 法令等遵守に係る自己点検の項目に問題点が認められるものの、前回検査指摘事項の改善が認められ、態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査において認められた家族名義の借名預金については解消が図られているが、新たな借名預金の受入が、今回検査において発覚している。

【評定結果】

取締役会は、コンプライアンス規程等を定めているほか、コンプライアンス委員会において、コンプライアンス統括部門が策定・実施しているコンプライアンス・プログラムの進捗状況や評価プロセス等について検証を行わせるなど、態勢整備を図っている。

また、コンプライアンス統括部門は、営業店から3ヵ月毎に「コンプライアンス・チェックリスト」による自己点検報告を求め、各部店における法令等の遵守状況をモニタリングしている。

さらに、前回検査の指摘事項である長期在任者の解消については、人事ローテーションを積極的に進めるなど改善が図られている。

しかしながら、新規借名預金の実態把握について、同部門は、自己点検において借名預金の受入を点検項目に盛り込んでいないことから、今回検査において新たに借名預金を受け入れていることが判明するという問題点が認められる事例。

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

(3) コンプライアンス強化月間を設定するなど態勢強化に取り組んでいるものの、本人確認方法や反社会的勢力の情報収集について問題点が認められる事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ コンプライアンス強化月間を設定し、コンプライアンス統括部門による営業店への臨店指導など、態勢強化に取り組んでいる。

【評価結果】

取締役会は、全取締役及び監査役等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部門に法令等遵守に係る関連事項を一元的に収集・分析させ、同委員会へ報告させるとともに、当該報告を踏まえ、同委員会において対応策の検討を行うなどの態勢を整備している。

また、コンプライアンス強化月間を設定し、同部門による営業店への臨店指導など態勢強化に取り組んでいる。

しかしながら、同部門は、営業店臨店により発覚した本人確認方法の不備について、当該営業店に対する指導にとどめ、全行的な実態把握を行っておらず、十分な改善策を講じていないことから、以下のような問題点が認められる事例。

- ・ 口座開設時の本人確認について、複数の営業店において、顧客から住民票の写し等の提示を受けた後、当該顧客に対しキャッシュカード等の取引関連書類を転送可能な郵便により送付している事例が多数認められる。
- ・ 反社会的勢力の情報収集については、営業店において暴力団員や暴力団関係団体と認識し、要注意先として支店長引継書に記載・管理しているにもかかわらず、コンプライアンス統括部門に報告していない事例が認められる。

(4) 常務会等による不祥事件の再発防止への取組が不十分であることから、新たに現金着服事件が発生している事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査以降、不祥事件が連続して発生している。

【評価結果】

常務会及びコンプライアンス委員会は、不祥事件が連続して発生しているにもかかわらず、不祥事件の再発防止に向けた実効性のある施策の検討を行っていないことなどから、依然として以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 不祥事件の再発防止への取組については、コンプライアンス統括部門による営業店の業務運営の実態把握が、営業店に対するヒアリングにとどまっていることから、営業店において預り証の発行や現金授受簿の使用などが遵守されていない事例が多数認められているにもかかわらず、このような実態を把握していない。このため、新たに無記録で顧客から現金を預り、着服する事件が発生している。
- ・ 疑わしい取引の届出については、事務管理担当部署が営業店における事

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

務処理の進捗状況を検証していないため、不正利用口座に係る当局届出を行った案件について、営業店において、規程に反し取引停止措置が行われておらず、当該口座が振り込め詐欺に利用された事例が認められる。

(5) 反社会的勢力への対応に係る前回検査指摘事項への改善策が機能していないことから、取引遮断が図られていない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 前回検査において、反社会的勢力に係る取引実態の把握や営業店への指導等が不十分との指摘を受け、反社会的勢力認定先のうち特別に管理を要する先を選定し、詳細な取引状況を本部と営業店が共有し取引遮断を図る制度を設けている。
- ・ 派遣職員等による顧客預金着服事件などを踏まえ、再発防止策を策定しているものの、依然として不祥事故などに伴う社内懲戒処分が毎期発生し、減少していない。

【評価結果】

経営会議は、前回検査の指摘を踏まえ反社会的勢力への対応に係る改善策を策定しているものの、同勢力との取引遮断に係る具体的な対応や情報収集の方法を検討していないほか、不祥事件の原因及び再発防止策の有効性に関する検証を行っていないことなどから、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 経営会議は、前回検査の指摘事項に対する改善策として、反社会的勢力認定先のうち特別に管理を要する先を選定し、詳細な取引状況をコンプライアンス統括部門と営業店が共有し取引遮断を図る制度を新設しているものの、同部門は、営業店に対し、同制度の実施に係る指導・周知を徹底していないことから、当該管理先による多額の窓口入金と同部門に報告されておらず、取引遮断への取組は不十分である。
- ・ 不祥事件の再発防止等について、コンプライアンス統括部門は、個別案件毎の原因分析にとどまり、事故防止のために実施した施策の有効性などについて、関係部署と連携した組織横断的な検証を行っていない。このため、過去の事件と同様の派遣職員等に対する管理不足を発生原因とした顧客納税資金の着服事件が発覚している。

(6) 取締役会による非公開情報の管理態勢の整備が不十分であることから、取引先等に係る公表前の重要事実が含まれている情報¹へ多数の者がアクセスしている事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査において、コンプライアンス委員会の機能発揮が不十分との指摘を受けている。

【評価結果】

取締役会及びコンプライアンス委員会は、コンプライアンス統括部門にイ

¹ 「重要事実が含まれている情報」は、以下、「重要情報」という。

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

ンサイダー取引の未然防止のための通達を策定させ、各部店が取引先等の重要情報を取得した場合は、「取引先重要情報管理票」により同部門へ報告させることとしている。

しかしながら、同委員会はシステム面におけるインサイダー取引の未然防止のための非公開情報の管理態勢等の整備や施策の周知徹底を行っていないため、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 取締役会及びコンプライアンス委員会は、行内の情報共有化を目的とした営業支援システムの導入に際し、取引先等に係る公表前の重要情報へのアクセス制限が講じられていないことを看過したため、伝達を禁じられている市場部門の職員を含め、多数の職員がアクセスしている事例が認められる。
- ・ コンプライアンス委員会は、インサイダー取引規制に関する規程や通達等を役職員に対し周知徹底していないため、営業店において、「取引先重要情報管理票」を作成していない事例が認められる。

(7) 法令等遵守に係る営業部門の実態把握が不十分であることから、アームズ・レングス・ルールの遵守に係る検証を行わずに、グループ会社に対し無償で役務提供を行うとともに、マネー・ローンダリング防止のための取組に問題点が認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 顧客は事業法人や貸金業者等の法人のみ。
- ・ 前回検査において、①リーガル・チェックや業務実態のモニタリングが不十分、②アームズ・レングス・ルール遵守の認識やチェック機能等が不十分などの指摘を受けている。

【評定結果】

日本における代表者は、前回検査におけるリーガル・チェックや業務実態のモニタリングが不十分との指摘を踏まえ、専任のコンプライアンス・オフィサーの設置や、法令等遵守に係る諸規程の策定など態勢整備を図ったとしている。

しかしながら、同代表者は、各営業部門の法令等遵守に係る業務運営の実態把握や、それを踏まえた改善策の協議を行うための機関を設置していないほか、コンプライアンス・オフィサーの役割を明確化していない。

このため、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 証券化案件の所管部署は、当支店が当事者となっていない証券化案件について、アームズ・レングス・ルール遵守の観点からの検討を行わないまま、グループ会社に対し無償で契約書の作成や送金処理等の役務提供を行っている。
- ・ コンプライアンス・オフィサーは、マネー・ローンダリング防止に向けた取組について、疑わしい取引の判断基準を定めていないことから、当支店が手形債権流動化スキームにおいて譲り受けた約束手形について、捜査当局から偽造であるため入手経緯等の照会があったにもかかわらず、営業

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

- 部門において、疑わしい取引の届出の要否に係る検討が行われていない。
- ・ コンプライアンス・オフィサーは、反社会的勢力への対応に向けた取組について、同勢力との取引防止のための顧客の事前調査等に係る規程を策定していないことから、融資案件の審査過程において、融資先の同勢力との関係に係る事前調査が行われていない。

(8) 理事等の自己取引に関し、前回検査で指摘を受けているにもかかわらず、対応策を十分に検討していないため、依然として理事会での承認及び報告が行われておらず、改善されていない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 前回検査において、理事及び理事が代表を務める法人への信用供与について、理事会における承認及び報告が行われていないとの指摘を受けている。

【評定結果】

理事会は、前回検査において、理事等への信用供与に関して、信用金庫法の規定に反し、理事会の承認及び報告が行われていないとの指摘を受けたことに対し、対応策を十分に検討していない。

また、コンプライアンス統括部門に対し、本人確認に係る規程やマニュアルを整備するよう指示していないことから、顧客の口座開設拒否の判断基準や代理人取引の方法、代理権確認の要否の基準等を定めていない。

このため、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 理事及び理事が代表を務める法人への信用供与について、常勤理事のみで構成する常勤理事会において承認及び報告を行えば良いと判断したことから、依然として理事会において承認及び貸出実行後の重要な事実の報告が行われておらず、指摘事項が改善されていない。
- ・ 営業店において、代理権を確認しないまま預金名義人以外の者による口座開設や預金払出に応じる取扱が常態化しているほか、真の預金者の確認を行わないまま借名口座となっている定期預金を更新している事例や、新たに借名口座を受け入れている事例が認められる。

◇ 指 摘 事 例

i. 経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況

(1) 取締役の役割・責任

- ・ 取締役会は、インサイダー取引の未然防止について、内部規程において取引先の重要事実が含まれている情報を取得した際の手続を定めているが、同取引防止に係る統括部署を定めておらず、各部署の重要情報の管理実態が把握されていない。さらに、当行融資先のM&A情報取得時において、取締役自らが内部規程に反し重要情報連絡メモによる頭取への報告を行っていない事例。[地域銀行]
- ・ 取締役会は、グループ子会社に転籍した役職員が当行の顧客情報を持ち出

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

すことを防止する措置を講じていない。このため、グループ子会社との情報共有同意書を取得していない顧客の非公開情報が転籍時に持ち出されている事例や、転籍者の要請に応じて当行が非公開情報を提供している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

- ・ 法令等遵守の担当取締役は、他行において派遣職員による横領事件が発生している状況を認識しているにもかかわらず、本部各部署に対し法令等遵守態勢の弱点の洗出しを指示しておらず、派遣職員等を含めた管理態勢を構築していないことから、営業店において、長期在籍の派遣職員による横領事件が発生している事例。[地域銀行]
- ・ 理事は、理事と金庫との取引について、理事会の事前承認が必要であるにもかかわらず、当該承認を得ることなく、当金庫から資金の貸出を受けている事例。[信用金庫及び信用組合]

(2) 各業務部門及び営業店等における法令等遵守態勢の整備

- ・ 取締役会は、関連会社における不祥事件の発覚を受け、関連会社に対する再発防止策の徹底など、管理の強化を図るとしたものの、関連会社への監査の実施などの再発防止策の実施状況を確認するための態勢を整備していないことから、その後も同様の不祥事件が発生している事例。[地域銀行]

ii. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況

(1) 内部規程等の策定

- ・ 管理者は、インサイダー取引の未然防止について、取引先の重要情報の管理方法等を定めていないことから、営業店及び融資審査担当部署において、重要情報等を隔離するなどの措置が講じられていない事例。[地域銀行]
- ・ 管理者は、優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る規程の整備や検証を行っていない。このため、当行与信先が委託者兼受益者となっている金銭債権信託において、受益者にとって経済合理性に欠ける条件変更取引について、優越的地位の濫用や利益相反の防止の観点から十分な検証が行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) コンプライアンス関連情報の収集、管理、分析及び検討

- ・ 管理者は、証券取引所から、一部の職員が当行の業績予想修正の公表前に当行株式の売買を行ったことに対して、インサイダー取引の未然防止態勢が不十分との指導を受けているにもかかわらず、当該売買に係る実態調査を行っていないほか、当該指導等を踏まえた同取引の未然防止策を検討していない事例。[地域銀行]
- ・ 管理者は、反社会的勢力先の情報を数年前に集約し、情報管理の一元化を図っているとしているものの、内部及び外部からの情報収集により更新を行っておらず、同勢力との取引の未然防止に向けた情報収集が不十分な事例。

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

[信用金庫及び信用組合]

(3) 連絡・連携態勢

- ・ 管理者は、劣後ローン調達先への融資について、ALM委員会から「見せかけ融資」に該当しないことを確認のうえ融資を実行するよう指示されているにもかかわらず、十分な検討を行っていないことから、コンプライアンス統括部門へリーガル・チェックを依頼しないまま、営業店において融資が実行されている事例。[地域銀行]

(4) 研修・指導態勢

- ・ 管理者は、コンプライアンス研修について、コンプライアンス・プログラムで計画していたコンプライアンス担当者研修や業務担当者研修を実施していないほか、営業店が実施している研修について、営業店間で内容や研修頻度に格差が生じていることを把握しているにもかかわらず、頻度の低い営業店に対する具体的な指導を行っていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(5) 連絡・情報収集の実施

- ・ コンプライアンス統括部門は、反社会的勢力への対応について、同勢力に係る情報を一元管理しているが、関係部署間において情報を共有する態勢を整備していないことから、営業店に対し情報を還元していない。このため、営業店において、同勢力に対し新規融資を実行している事例。[地域銀行]

(6) 法令等遵守に関するモニタリングの実施

- ・ 管理者は、不祥事件の未然防止策として策定した連続休暇取得制度について、営業店に対する周知徹底や連続休暇取得状況の実態把握を行っていないことから、営業店において連続休暇取得中に出勤している職員が多数認められるにもかかわらず、点検調査を実施したと本部に報告している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ コンプライアンス統括部門は、会員の加入・脱退に関する対応について、法令等で定められた手続の遵守を検証していないほか、定款等に則った事務処理を営業店に指示していないことから、相続加入について定款で定められた期間を超えて加入を認めている事例や、内部規程に反し、法定脱退事由に該当しているにもかかわらず脱退手続を行っていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ コンプライアンス統括部門は、会員の管理について、地区外の住所登録者に係る会員資格の有無を営業店に調査させていないほか、会員名簿における法定記載事項である住所の記載漏れが多数認められる事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ コンプライアンス統括部門は、当金庫の会員の連帯債務者から融資申込があった際に、同債務者の当金庫への出資の有無について確認済であると誤認していることから、会員たる資格を有していない同債務者へ資金の貸付が行

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

われている事例。[信用金庫及び信用組合]

(7) 法令等違反行為への対処

- ・ コンプライアンス統括部門は、派遣職員による顧客預金着服事件を受け再発防止策を策定しているが、派遣職員に係る人事ローテーション等の対応策を定めていない。このため、同一部署に所属する派遣職員によるATMからの現金着服事件が長期に渡り繰り返し発生している事例。[地域銀行]
- ・ コンプライアンス統括部門は、不祥事件に関し、顧客から情報提供を受けたにもかかわらず、顧客サポート等管理責任者に具体的な調査項目や方法などを指示していないことから、同責任者は、事故者へのヒアリングや関係書類の検証などについて踏み込んだ調査を行っておらず、長期間実態解明が行われていない事例。[地域銀行]

iii. 個別の問題点

(1) 本人確認の方法に関する留意点

- ・ 所管部署は、本人確認に係る転送不要郵便が不着となり本人確認未済となった顧客に対し、再度同じ住所宛に転送可能な郵便により送付し本人確認済としている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 疑わしい取引に関する態勢の整備

- ・ 管理者は、タリバーン関係者等に対する資産凍結措置の対応について、システム整備等を理由としてリスト該当者のシステム登録を先延ばししているにもかかわらず、その間の対応策を講じておらず、適時に措置が実施されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) 疑わしい取引に関する指導・研修

- ・ 疑わしい取引の届出要否の判断基準が不明確であることから、営業店において捜査関係事項照会に係る事案について検討を行っておらず、当局への届出漏れが多数認められる事例。[地域銀行]

(4) 疑わしい取引のチェック方法に関する留意点

- ・ 不正利用口座と認定し強制解約処理を行った口座名義人について、全営業店で口座開設を拒否できるような態勢を構築していないことから、他の営業店において当該名義人による口座開設が行われている事例。[地域銀行]

(5) 反社会的勢力に対応する態勢の整備

- ・ 反社会的勢力への対応に係る所管部署は、営業店に還元する情報を、暴力団構成員であると新聞報道等により公表された先にとどめているほか、検証対象を当座開設等に限っていることから、営業店において、同勢力との間で貸金庫契約が締結されている事例。[地域銀行]

【Ⅱ. 法令等遵守態勢】

(6) 法令等違反行為に係る責任の明確化

- ・ 法令等遵守の担当取締役は、現金着服事件を起こした職員の懲戒処分について、内部規程に基づき経営会議に付議する必要があるにもかかわらず、これを行わないまま自己都合退職としている事例。[地域銀行]
- ・ 常務会において、過去に不祥事件として懲戒処分を行った事例と同様の苦情が複数寄せられているにもかかわらず、当該苦情事案が不祥事件に該当するか否かの検討を行わないまま当事者である行員の退職願を受理し、終結扱いとしている事例。[信用金庫及び信用組合]

(7) 取引及び業務に関するリーガル・チェック等態勢の整備

- ・ 連結子会社に対する当行保有不動産の賃貸について、近隣の賃貸料水準と比較して大幅に乖離した賃貸料となっているにもかかわらず、契約更改時において、アームズ・レングス・ルール遵守の観点から賃貸条件の検討を行っていない事例。[地域銀行]

【Ⅲ. 顧客保護等管理態勢】

Ⅲ. 顧客保護等管理態勢

◆ 評定事例

(1) 顧客情報の管理において、軽微な問題点が認められるものの、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 前回検査において、預金者に対する預金金利、手数料の明示の不備や内部規程等の整備に係る態勢が不十分との指摘を受けている。

【評定結果】

日本における代表者は、「個人情報保護方針」や「個人情報保護規程」等を整備するとともに、コンプライアンス・オフィサーを任命し、同オフィサーに役職員に対する個人情報保護法や関連ガイドライン等に関する研修を実施させ、顧客情報管理の重要性について周知徹底を図っているほか、同オフィサーは、各部署における顧客情報の管理状況について定期的にモニタリングを行っている。

また、前回検査における顧客への預金金利等の明示不備などの指摘に対して、銀行法第12条の2に基づく預金等に係る金利及び手数料の明示や業務に関する重要な事項の説明に係る規程を整備しており、改善が図られている。

こうした中、一部の部署において、顧客情報漏えい等は発生していないが、内部規程に反し、顧客情報が含まれている契約書を金庫室等に格納することなく、職員の執務デスクに格納している事例が認められるものの、十分な管理態勢が構築されている事例。

(2) 苦情処理において問題点が認められるものの、顧客保護等管理態勢の整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 投資信託などのリスク商品の販売は行っていない。

【評定結果】

理事会は、顧客保護等管理方針に基づき、各所管部署に顧客保護等に係る管理規程を策定させているほか、顧客サポート等管理責任部門に相談・苦情等の取りまとめを行わせ、毎月常勤理事会に対して報告させるとともに、前回検査指摘を踏まえて苦情対応例の営業店への還元を四半期毎に行うなど、管理態勢の整備を図っている。

しかしながら、顧客サポート等管理責任部門は、苦情発生件数が増加傾向にあるにもかかわらず、相談・苦情等の件数のみを常勤理事会へ報告するにとどめ、発生原因の分析や改善策の検討を行っていないという問題点が認められる事例。

【Ⅲ. 顧客保護等管理態勢】

- (3) 顧客保護等管理態勢の整備に取り組んでおり、前回検査指摘事項の改善は見られるものの、顧客情報管理について、営業店に対するモニタリングや指導が不十分な事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 顧客情報漏えい等事案の件数は減少傾向にあるものの、依然として高止まりしている。

【評定結果】

取締役会は、顧客保護等に係る重要事項を決議し、副頭取を委員長とする顧客保護等管理委員会に対して、顧客保護等管理を徹底するための実践計画及びその進捗状況等について審議・調整を行わせている。

また、前回検査以降、顧客保護等管理協議会を設置し、組織横断的な顧客保護に関する施策を検討させているほか、当該施策の実施状況等を同委員会に報告させるなど、態勢整備に取り組んでいる。

しかしながら、顧客情報管理の統括部署は、誤送付や紛失等の事案が多数発生していることから、研修内容や事務手続の改正等の改善策を実施しているものの、営業店の業務実態の把握や、営業店に対する事務手続等の周知徹底及び指導を十分に行っていないため、以下のような問題点が認められる事例。

- ・ 郵便物の誤送付等に係る郵便物責任者による宛先の再鑑などの再発防止策が遵守されていない事例や、顧客情報を含む書類が行員の私物を収納するロッカーに保管されている事例などが認められ、改善策実施後においても依然として誤送付や紛失が多数発生している。

- (4) 前回検査において、相談・苦情等の報告漏れを指摘されているが、改善策が不十分であることから、依然として報告漏れが多数認められるほか、情報漏えいに係る再発防止策を策定していないことから、依然として個人情報漏えいが発生している事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行

【評定結果】

取締役会は、前回検査において、苦情の定義が不明確なことから本部への報告漏れが認められるとの指摘を受け、顧客サポート等管理に係る規程を改正している。

しかしながら、顧客サポート等管理部門は、営業店に対し改正後の規程を通知するにとどまっていることから、依然として以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 顧客サポート等管理部門は、改善策として改正した規程の遵守状況を検証していないことから、依然として営業店からの相談・苦情等の報告漏れが多数認められる。また、同部門は、規程に反し、当局に対する不祥事件等届出の対象となった苦情を取締役に報告していない事例が認められる。
- ・ 経営会議は、顧客情報管理態勢について、個人情報の漏えい等が多発し

【Ⅲ. 顧客保護等管理態勢】

たことを踏まえ、顧客情報統括管理部門に再発防止策を策定させ、職員に示達させるとしたにもかかわらず、同部門は、いまだ防止策を策定しておらず、依然として個人情報漏えい等の事故が発生している。

(5) 顧客情報の不正持出による情報紛失事故に対する改善策が、発生原因を踏まえたものとなっていないことから、再度、大量の個人情報の紛失事故が発生している事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店

【評価結果】

取締役会は、私用鞆を用いた顧客情報の不正持出による情報紛失事故を受け、営業店管理担当者による顧客情報の点検・管理の徹底等の再発防止策を実施したとしているが、当該再発防止策の有効性の検証を行っていないほか、営業店における業務運営に係るモニタリング態勢を整備していない。このため、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 取締役会は、顧客情報統括管理責任者に対し、情報の不正持出等への再発防止策の策定を指示したものの、同管理責任者における発生原因の分析が不十分であったため、当該再発防止策において、渉外時の持出における顧客情報の具体的な移送方法や管理方法を定めていない。このため、営業担当部署の職員が移動途中で大量の個人情報を紛失する事故が発生している。
- ・ 顧客サポート等管理責任者は、相談・苦情等の報告対象を反社会的勢力からの苦情に限定していることから、営業店や苦情相談センターにおける相談・苦情等の実態を把握・検証していない。

(6) 顧客保護等管理態勢が未整備であることから、優越的地位の濫用防止について、融資金等から出資金への振替が多数認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合

【評価結果】

理事会は、顧客保護等管理方針や顧客保護等管理規程を策定していないほか、管理責任者も設置していない。また、顧客説明の所管部署は、営業店に対して優越的地位の濫用防止に関する指導等を行っておらず、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 営業店は、当組合への出資金についての原資確認等を行っていないことから、融資金や担保預金から出資への振替が多数認められる。
- ・ 営業店において、増資依頼に係る顧客説明に不備があることから、出資後短期間での脱退先が多数認められる。

【Ⅲ. 顧客保護等管理態勢】

◇ 指 摘 事 例

i. 経営陣による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況

(1) 取締役の役割・責任

- 顧客保護等管理の担当取締役は、顧客情報の漏えい事故が連続して発生している状況や、営業店の情報管理者が無断で顧客情報を持ち出し、業務用車に放置していた事実を把握しているにもかかわらず、所管部署に対し発生原因の分析や改善策の策定を指示していない事例。[地域銀行]

(2) 外部委託先に対する顧客情報保護の徹底

- 取締役会は、外部委託先の管理方針や管理部署を定めていないことなどから、外部委託先の情報管理についての実態把握を行わず、管理が不十分なものとなっている。このため、外部委託先において顧客情報が漏えいしている事例。[地域銀行]
- 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会は、業務委託先との契約において、守秘義務や安全管理措置の実施等の必要条項が盛り込まれていない実態を把握しているにもかかわらず、同委託先との間での契約の再締結を指示していない事例。[地域銀行]

(3) 顧客保護等管理の分析・評価

- 常勤理事会は、顧客説明状況のモニタリング態勢を整備していないことから、営業店において、与信取引に係る顧客説明時の確認書類の徴求漏れが認められるにもかかわらず、顧客説明状況を把握していない事例。[信用金庫及び信用組合]

(4) 改善の実施

- 経営会議は、内部監査の指摘を受け、所管部署や営業店において個人情報を含む電子記録媒体の台帳による管理が不十分であることを把握しているにもかかわらず、改善に向けた検討や具体的な指示を行っていない。このため、個人情報の紛失事故が多発している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

ii. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況

【顧客説明管理態勢】

(1) 顧客説明に係る管理態勢の整備

- 顧客説明管理責任者は、融資謝絶時の顧客との折衝記録をシステムにおいて管理することとしているが、システムの運用に関する規程の周知徹底が不十分であることから、営業店において謝絶時の記録が残されていない事例。[地域銀行]
- 顧客説明管理責任者は、営業店において与信取引に係る苦情が発生しているにもかかわらず、会議等において注意喚起を行うにとどまり、発生原因を踏まえた再発防止策の検討を行っていない事例。[信用金庫及び信用組合]

【Ⅲ. 顧客保護等管理態勢】

- ・ 顧客説明管理責任者は、営業店における変額年金保険に係る商品知識の理解度や顧客への説明の実態を十分に把握しておらず、適正な商品説明を行うための対応策を講じていないため、同保険の販売において、顧客に対し、「年金を受け取る際は元本が保証されている」などの誤った説明を行い、苦情・解約に至っている事例。[地域銀行]
- ・ 顧客説明管理責任者は、優越的地位の濫用防止について、当行融資先である投資信託の買付申込者の債務者区分を検証する態勢を整備していない。このため、資金繰りの厳しい顧客に対し投資信託を販売している事案を把握しておらず、優越的地位の濫用防止に係る検証を行っていない事例。[信用金庫及び信用組合]

【顧客サポート等管理態勢】

(1) 顧客サポート等管理規程及び顧客サポート・マニュアルの整備・周知

- ・ 顧客サポート等管理責任者は、本部への報告対象を役席者が対応した苦情に限定しており、相談や要望といった申出を報告対象としていない。また、相談・苦情等の一元管理及び発生原因の分析も行っていない。このため、適切な改善が行われておらず、苦情が依然として多数発生している事例。[地域銀行]

(2) 相談・苦情等の原因分析及び改善の実施

- ・ 顧客サポート等管理責任者は、金利の相違に係る苦情案件の対応策について、該当する全ての顧客に対し対応を行わなければならないにもかかわらず、苦情を申し出た者のみに対応を行っている事例。[地域銀行]
- ・ 顧客サポート等管理責任者は、過去に発生した定期預金種別コードの設定相違に伴う苦情について、関係部署と連携し発生原因の分析を行っていないことから、適切な改善が行われておらず、その後も同様の苦情を発生させている事例。[信用金庫及び信用組合]

(3) 顧客サポート等に関するモニタリングの実施

- ・ 顧客サポート等管理責任者は、相談・苦情等の報告について、営業店における相談・苦情等記録システムへの入力状況に漏れがないかをモニタリングしていないことから、営業店において同システムへの入力漏れが多数認められる事例。[地域銀行]

【顧客情報管理態勢】

(1) 顧客情報管理規程及び顧客情報管理マニュアルの策定

- ・ 顧客情報統括管理責任者は、個人データ管理台帳を「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に基づき整備していないことから、営業店が保有している個人データの取扱状況が把握できていない事例。[地域銀行]

【Ⅲ. 顧客保護等管理態勢】

(2) 指導・監督

- 顧客情報統括管理責任者は、顧客情報等のうち非公開情報について、内部規程に反し、アクセス制限のないドライブに保存している取扱いが多数の営業店で行われている実態を把握しているにもかかわらず、本部及び営業店に対し改善指導を行っていない事例。[地域銀行]
- 顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理について、営業店に対する指導が不十分であることから、営業店において、融資謝絶した旨を顧客の同意を得ずに第三者に伝達している事例。[信用金庫及び信用組合]

(3) システム対応

- 顧客情報統括管理責任者は、個人情報保護法への対応について、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に基づくシステム仕様の調査・分析が不十分であることから、共有フォルダ内の個人データへのアクセス権限の管理を行っていないなど、技術的安全管理措置が講じられていない事例。[地域銀行]

(4) 顧客情報漏えい時の事後対応の管理状況

- 顧客情報統括管理責任者は、郵便物の誤送付等の個人情報漏えいへの対応について、顧客への説明が大幅に遅延している事例が認められ、当局から早急な対応をすべきとの指導を受けているにもかかわらず、改善策を策定していないことから、依然として説明の遅延が認められる事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(5) 外部委託先の顧客情報管理状況等のモニタリング

- 顧客情報統括管理責任者は、システム開発等に係る業務委託先担当者による電子記録媒体の持込が恒常的に行われている実態を把握しているにもかかわらず、適切な指導を行っていないことから、無断で持ち込まれたUSBメモリに取り込まれた個人情報を含むデータの紛失事故が発生している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(6) 評価・改善活動

- 顧客情報統括管理責任者は、顧客情報の漏えいが発生した際に、営業店から本部への報告遅延を把握しているにもかかわらず、連絡体制に係る問題点の把握や原因分析による再発防止策を検討していない事例。[信用金庫及び信用組合]

【外部委託管理態勢】

(1) 委託業務の的確な遂行を確保するための措置

- 外部委託管理責任者は、顧客情報を取り扱う業務委託先の管理について、担当部署に対し内部規程で定める個人情報保護に関する覚書等の締結を指導していないことから、同覚書等が未締結となっている業務委託先が認められる事例。[地域銀行]

【Ⅲ. 顧客保護等管理態勢】

- 外部委託管理責任者は、外部委託先の個人情報管理について、委託先における安全管理措置の遵守状況の定期的な確認を行っていないことから、個人情報を取り扱う委託先の件数や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づく委託契約が締結されているか否かなどの実態を把握していない事例。[地域銀行]

(2) 委託契約の締結

- 外部委託管理責任者は、外部委託に係る規程を定めておらず、契約や管理を担当部署任せとしていることから、契約を締結していない委託先や定期的なモニタリングを実施していない委託先が多数認められる事例。[地域銀行]

(3) 外部委託先に対するモニタリングの実施

- 外部委託管理責任者は、外部委託先に対する監督が不十分であることから、外部委託先において毎年多数の事務ミスが発生し、苦情となっている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(4) 顧客情報保護措置

- 外部委託管理責任者は、外部委託先の管理について、クレジットカードの発行業務等を委託している外部委託先において、個人データ管理台帳が整備されていないことを把握しているにもかかわらず、同委託先の情報管理部署に改善を指示していない事例。[地域銀行]

iii. 個別の問題点

(1) 紛争の未然防止

- 営業店において、資金需要のない債務者に対する期末日をまたいだ貸出や、資金需要日前の貸出など、顧客に無用の金利負担を強いている不適切な融資が認められる事例。[地域銀行]
- 優越的地位の濫用防止に向けた取組については、融資金により出資を受け入れているうえ、顧客に対する説明状況等を記録・保存していない事例。[信用金庫及び信用組合]
- 偽造・盗難キャッシュカード被害に係る被害者への補償については、その要否の判断基準が定められていないほか、内部規程に反し、被害者への説明責任を果たしたことを確認できる資料や被害者が権利放棄した事実を証明する資料が残されていない事例。[地域銀行]
- 法人債務者に対し法人代表者からの借入金返済目的で融資実行した手形貸付について、融資金を定期預金として受け入れている。さらに、当該債務者が当該代表者への返済を取り止め、預貸金の全額相殺を申し出たにもかかわらず、営業店は、期末における自店の業容維持を優先し、一部の相殺のみに応じ、返済期日を期越延長するなど、顧客に無用の金利負担を強いる取引を行っている。こうした中、所管部署は営業店のこれらの実態を把握しておら

【Ⅲ. 顧客保護等管理態勢】

ず、所管部署による優越的地位の濫用の防止態勢の構築が不十分な事例。
[信用金庫及び信用組合]

(2) 個別の取引又は商品に関する顧客説明

- ・ 融資謝絶時等の顧客対応について、内部規程に反し、役席者以外の者が謝絶しているほか、対応記録の検証が行われていない事例。[地域銀行]

(3) 顧客サポート等管理態勢

- ・ 営業店担当者が、抵当権抹消に係る書類を紛失したにもかかわらず、顧客に対して紛失届の提出を求めるなど不適切な対応が行われ、苦情が発生している事例。[地域銀行]

(4) 顧客情報管理態勢

- ・ 営業店において、不渡り事故発生報告等の個人情報記載された書類が閉店後のロビーや事務スペースに放置されている事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 顧客情報管理担当者が、内部規程に反し、自らが私的に保有するメールアドレス宛へ顧客情報を含む内部情報を送信している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【IV. 統合的リスク管理態勢】

IV. 統合的リスク管理態勢

◆ 評定事例

(1) 理事会により、前回検査の指摘を踏まえた制度等の見直しが行われ、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【A評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 前回検査において、信用格付について、業績推移や債務償還能力などの定量目線及び定性目線の一部が反映されていないとの指摘を受けている。
- ・ 今回検査における統合リスク量計測の乖離は僅少であった。

【評定結果】

理事会は、統合的リスク管理方針を定め、管理すべきリスクの対象を明確にしており、経営体力の範囲内にリスクを抑えることにより健全経営を確保することとしている。こうした方針の下、Tier Iに内部留保増加見込額を加えた額をリスク資本枠として定め、その範囲内で各リスクに資本配賦を行っている。

また、前回検査の指摘等を踏まえ、経営会議で機関決定の上、信用格付モデルを含めた信用格付制度の抜本的な見直しや信用リスク計量手法の精緻化など統合的リスク管理態勢の強化・高度化に取り組んでいる。

さらに、ALM委員会は、リスク全体の統合的な評価や、リスク資本枠の使用状況のモニタリングを行い、定期的にリスク量の変化状況を理事会に対して報告するなど、十分な管理態勢が構築されている事例。

(2) 本部管理部門の住宅ローンのリスク管理において、軽微な問題点が認められるものの、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 貸出金に占める住宅ローンの割合が高い。
- ・ 今回検査における統合リスク量計測の乖離は僅少であった。
- ・ 前回検査において、保証会社保証付住宅ローンに係るリスク量を勘案しておらず、リスク管理が不十分との指摘を受けている。

【評定結果】

取締役会は、統合的リスク管理方針及びリスク資本管理方針を半期毎に決定し、ALM委員会に対し、配賦リスク資本の使用状況等をモニタリングさせ、その結果を取締役に報告させることにより中期経営計画を随時に見直すこととしている。

また、統合的リスク管理部門は、前回検査の指摘事項である保証会社保証付住宅ローンのリスク量について、統合リスク量に含めて管理することとしており、改善が図られている。

こうした中、統合的リスク管理部門が行う住宅ローンの収益・回収シミュレーションは、金利上昇によるストレス・シナリオを考慮したものとなっていないという問題点は認められるものの、十分な管理態勢が構築されている

【IV. 統合的リスク管理態勢】

事例。

(3) リスク計測手法の妥当性の検証において、問題点が認められるものの、管理態勢の整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 有価証券の運用は期間の長い国債を中心とした国内債券となっており、仕組商品は保有していない。
- ・ リスクの所在が分からないものには投資しないとの基本的な運用方針を堅持している。
- ・ 資本配賦運営に向けて、統合的リスク管理部門にV a Rによる統合リスク量の計測を試行的に開始させている。
- ・ 今回検査における統合リスク量計測の乖離は僅少であった。

【評定結果】

取締役会は、統合的リスク管理規程を策定し、ALM委員会に対し、リスク管理状況の把握や具体的な対応策の検討を行わせ、必要に応じ取締役会に報告させるなど、態勢整備を図っている。

しかしながら、統合的リスク管理部門は、統合リスク量の計測において、バック・テストにより計測手法の妥当性を検証していないほか、連結対象子会社のリスクを検証することなく一律に管理対象外としており、業務範囲の網羅性を確保していないという問題点が認められる事例。

(4) リスク資本枠等の遵守状況のモニタリングを行うなど態勢整備に取り組んでいるものの、統合的リスク管理部門からALM委員会への報告態勢について問題点が認められる事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 貸出金が伸び悩む状況にある中、有価証券運用残高は増加傾向にある。
- ・ 市場リスク資本枠の超過状況は認められるものの、信用リスク等を含めた統合リスク量は、総リスク資本枠を超過していない。

【評定結果】

理事会は、適切なリスク管理等を行うため統合的リスク管理規程に基づき、リスク・カテゴリー毎に設定したリスク資本枠等の遵守状況を統合的リスク管理部門にモニタリングさせ、定期的にALM委員会に報告させている。また、ALM委員会は、原則として毎月1回開催することとしているほか、金利情勢等の変化に対応するため委員長が必要と認めた場合は随時開催することとしている。

しかしながら、統合リスク管理部門のALM委員会への報告態勢について、以下のような問題点が認められる事例。

- ・ 投資方針に基づきJ-REITを中心に投資信託の残高の積み増しを図ってきており、これに伴い価格変動リスクも拡大している状況の中、統合的リスク管理部門は、市場リスク量が市場リスクに対するリスク資本枠の約9割に達し、今後、配賦資本枠に抵触する可能性があることを認識して

【IV. 統合的リスク管理態勢】

いたにもかかわらず、ALM委員長にこのような状況を報告していない。

このため、ALM委員会が適時に開催されず、対応策が講じられないまま、翌月に市場リスク資本枠を超過する事態を招いている。

(5) 取締役会による具体的な管理方針や規程が整備されていないことから、リスク資本枠超過時において原因分析や資本配賦額の見直しなどの検討が行われていない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 仕組商品の保有比率が高い。
- ・ 今回検査において市場リスク量の計測結果に大幅な乖離が認められた。

【評価結果】

取締役会は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク計測結果に基づき資本配賦運営を行うとしているものの、統合的リスク管理に係る具体的な管理方針及び規程をいまだに策定していない。また、頭取を委員長とするALM委員会及び統合的リスク管理部門は、統合リスク的のモニタリングやコントロール手法を定めていないことから、リスク資本枠超過時の対応について以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 頭取を委員長とするALM委員会は、信用リスク量が信用リスクに対するリスク資本枠を大幅に超過していることに加え、統合リスク量が総リスク資本枠の上限にまで達している状況にあるにもかかわらず、リスク量が増加している原因分析を行っておらず、リスク資本枠全体の見直しの検討も行っていない。
- ・ 統合的リスク管理部門は、仕組商品について、個別にリスク資本配賦は行わず、未配賦資本の範囲内で管理することとしているものの、同商品のリスク量が未配賦資本を超過している状況に対して、管理方法の見直しを検討していない。

(6) 取締役会による統合的リスク管理の枠組みが整備されていないことから、統合リスク量に大幅な乖離が認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 仕組商品の保有比率が非常に高い。
- ・ 今回検査において市場リスク量の計測結果に大幅な乖離が認められた。

【評価結果】

取締役会は、統合的リスク管理部門からリスク資本の使用状況などの報告を受けるにとどまり、リスク計測の対象範囲、リスク計測結果の検証方法及びリスク資本枠超過時の対応など、統合的リスク管理の枠組みを整備していないことから、以下のような問題点が認められ、統合的リスク管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 取締役会は、統合的リスク管理部門に対し、リスク計測の対象範囲の選定や計測結果の検証を行わせていないことから、連結対象である信用保証子会社やクレジット・カード事業子会社に係る信用リスク等について網羅

【IV. 統合的リスク管理態勢】

的な洗出しが行われていないほか、各リスク所管部署によるリスク量の計測結果の妥当性を検証していない。

このため、保有比率が高い仕組商品の市場リスク量をはじめ各リスク量が正確に把握できておらず、今回検査において再計測した結果、統合リスク量の計測結果に大幅な乖離が認められる。

- ・ 統合的リスク管理の担当取締役は、リスク資本枠超過時の具体的な対応方法を定めていないことから、信用リスク量が信用リスクに対するリスク資本枠を2か月連続で超過しているにもかかわらず、統合的リスク管理部門に対し、リスク資本の再配賦等の検討を指示していない。

◇ 指摘事例

i. 経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 内部規程の整備・周知

- ・ 取締役会は、統合的リスク管理部門に対し、統合的リスク管理規程を策定させていないことから、各リスクの所管部署におけるリスク計測手法及び前提条件、対象範囲が明確化されていない。このため、信用リスク量に住宅ローンのリスク量が含まれていない。また、リスク資本配賦において市場リスクへの資本配賦を単に他のリスクの残額とし、有価証券運用によるリスク量を反映させた配賦としていない事例。[地域銀行]

(2) ALM委員会等の整備

- ・ ALM委員会は、各部門で測定した信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスクのリスク量の合計が配賦可能な自己資本額を超過していることを把握しているにもかかわらず、統合的リスク管理部門から各リスク量の増加要因等について報告を受けておらず、リスクの軽減に向けた具体的な措置を講じていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ ALM委員会については、信用コスト面を中心とした収益管理の審議が主体となっており、金利リスクの高いポートフォリオとなっているにもかかわらず、同リスクに関する評価及び管理に関する審議を行っておらず、機能を発揮していない事例。[信用金庫及び信用組合]

(3) 統合的リスク管理の分析・評価

- ・ ALM委員会は、市場リスク量の計測方法の妥当性を検証していないほか、債券に係る信用リスク量が計測されていないことを把握していない。このため、市場リスク量及び信用リスク量は、各リスクに対するリスク資本枠を超過し、統合リスク量が総リスク資本枠を上回る水準に達している事例。[地域銀行]

(4) 分析・評価プロセスの見直し

- ・ 取締役会は、統合的リスク管理態勢の問題点として、リスク・カテゴリー毎にリスク限度枠が設定されていないことや、市場リスク量が配賦資本の2

【IV. 統合的リスク管理態勢】

倍を超えていることを把握しているにもかかわらず、統合的リスク管理部門及び市場リスク管理部門に対して原因分析や対応策の検討を指示していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

ii. 管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 管理対象とするリスクの特定

- ・ 統合的リスク管理部門は、各リスク管理に係る所管部署に対してリスクの洗出しを行わせていないことから、管理対象とするリスクが特定できておらず、具体的なリスク管理手法や手順も策定できていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 統合的リスク管理部門は、新規業務・新規商品に対するリスクの検証において、市場取引等の対顧客取引以外の業務を対象としていないことから、リスクの洗出しを行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 統合的リスク管理部門は、新規投資等に内在するリスクを特定するためのリスク所管部署の手続を定めていないことから、シンジケート・ローンや仕組債などの新規投資時においてリスクの洗出しが十分に行われていない事例。[地域銀行]

(2) 各種リスクの評価

- ・ 統合的リスク管理部門は、金利リスク資産や不動産関連投資が占める割合が高いという資産ポートフォリオにある中、各リスク管理部門が、金利の上昇や不動産価格の下落など経営に重大な影響を及ぼすストレス・シナリオを用いてリスク評価を行っているかを確認していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) リスク全体の統合的なモニタリング

- ・ 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理規程において、連結子会社におけるリスク管理状況のモニタリングは各所管部署が行うことと規定しているものの、各担当部署からのモニタリング結果報告の基準を具体的に定めていないため、連結対象である貸金業を行う子会社について、所管部署からの報告はオペレーショナル・リスクの把握にとどまり、信用リスクを把握しておらず、統合的リスク管理上の必要な情報が集約されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(4) 各リスク管理部門への還元

- ・ 統合的リスク管理部門は、各リスク量の計測手法の妥当性を検証していないため、各リスク所管部署に対してリスク計測手法の見直しに係る指示を行っていない。このため、市場リスク管理部門においては、満期保有目的としている仕組債のリスク量について保有期間を1ヶ月として算出しており保有

【IV. 統合的リスク管理態勢】

実態に応じたリスク量を算出していないほか、仕組債（CDO¹）や仕組ローン（クレジットリンク・ローン）の原債権に係る信用リスク量を計測していない事例。[地域銀行]

(5) 統合的リスク管理方法の検証・見直し

- ・ 統合的リスク管理部門は、統合リスク量の分析・評価に当たって、信用リスク量の計測モデルの変更による影響を分析していないほか、市場リスク量の計測モデルがイールドカーブ・リスクを的確に反映できていないという問題点について検証を行っていない。このため、各リスク評価に係る問題点を踏まえた統合的リスク評価方法の見直しが行われておらず、今回検査において、リスク量を再計測した結果、統合リスク量は、Tier I を超過する状況となっている事例。[地域銀行]

iii. 個別の問題点

(1) 統合リスク計測態勢の確立

- ・ 統合的リスク管理部門は、リスク資本の配賦について、信用リスク等の計量化に至っていないリスクに対する検討を怠ったまま、配賦可能なリスク資本額の全てを市場リスクに配賦している事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 統合リスク管理部門は、各リスク所管部署が計測したリスク量の合計と自己資本との対照を行うにとどまり、各リスクに対するリスク資本枠及びバッファの必要量の検討を行っていない事例。[地域銀行]

(2) 継続的な検証、ストレス・テスト

- ・ 統合的リスク管理部門は、統合リスク量の分析・評価について、信用リスク量の計測モデルを変更したことにより信用リスク量が減少した原因の分析や、ストレス・テストを行っていない事例。[地域銀行]

¹ CDO = Collateralized Debt Obligations

【V. 自己資本管理態勢】

V. 自己資本管理態勢

◆ 評定事例

- (1) 取締役会により、自己資本充実度評価に基づく資本配賦運営や前回検査指摘事項の改善を行うなど、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【A評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 今回検査の自己資本比率の乖離率は1%未満、検査後の自己資本比率は10%を超えている。
- ・ 前回検査において、店舗併用住宅ローンに係るリスク・ウェイトの適用誤りについて指摘を受けている。

【評定結果】

取締役会は、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を適切に行うための各種規程・マニュアルを整備しているほか、バーゼルⅡ実施に即応するために自己資本比率の算定部署及び自己資本充実度評価部署を設置するなど、態勢を強化している。

また、常務会及びALM委員会は、評価部署が行った各種リスク状況の分析を踏まえ、月次で自己資本充実度の評価を行っているほか、自己資本充実に関する各施策実施後のリスク資本を計測し、必要な自己資本額を確保したうえで資本配賦を行っている。

さらに、算定部署は、前回検査の指摘事項である店舗併用住宅ローンに係るリスク・ウェイトの適用誤りについて、本部関連部門及び営業店に対して、信用リスク・アセットのデータの登録・管理を正確に行うため具体的な事務手順を示し、それに基づく指導や同部署による検証を強化しており改善を図っているなど、十分な管理態勢が構築されている事例。

- (2) 取締役会により、自己資本充実度評価に基づく所要自己資本額の見直しを行うなど、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【A評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 今回検査の自己資本比率の乖離率は2%未満、検査後の自己資本比率は10%を超えている。
- ・ 前回検査において、コミットメント・ライン未使用額の算定が不正確なため、リスク・アセットの算出誤りが認められるとの指摘を受けている。
- ・ 住宅ローンの貸出金に占める割合が高いため、今後の住宅ローンの新規増加額の伸びが収益面に大きく影響を与える。

【評定結果】

取締役会は、経営計画において具体的な自己資本比率の目標を定めているほか、繰延税金資産の計上額の見積りに当たっては、最大の収益基盤である住宅ローンに係る新規取組額について、ストレス・シナリオを用いて判断を行っている。また、リスク管理委員会に対し、リスク資本配賦枠の使用状況

【V. 自己資本管理態勢】

やアウトライヤー基準による金利リスクの状況等を踏まえた自己資本充実度の評価を行わせ、その結果を取締役に報告させており、リスク状況の変化に応じて適時に所要自己資本額や資本政策等を見直す態勢を整備している。

さらに、取締役会は、自己資本管理部門内にバーゼルⅡ対応の専担部署を設置したほか、自己資本比率の具体的な算定手順の策定やシステムを導入しており、前回検査で指摘を受けたリスク・アセットの算出誤りも改善されているなど、十分な管理態勢が構築されている事例。

(3) 自己資本充実度評価の態勢について、規程整備に関し軽微な問題点が認められるものの、自己資本比率の乖離も僅少と見込まれ、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 今回検査の自己資本比率の乖離率は2%未満。

【評価結果】

取締役会は、バーゼルⅡ対応として「自己資本管理方針」を定め、自己資本の充実度について、毎月リスク・カテゴリー毎に計測したリスクを積み上げ、自己資本と比較・検証することにより評価を行っている。

また、自己資本比率の算出については、「自己資本比率算出規程」を定め、主管部署を明確化し、リスク・アセット額を正確に算出するため、チェックリストを作成するなど態勢を整備している。

こうした中、自己資本充実度の評価については、取締役会においてリスクの状況に応じて適時資本政策を見直す評価基準が定められていないという問題点は認められるものの、十分な管理態勢が構築されており、検証後の自己資本比率の乖離率も僅少にとどまる事例。

(4) 海外拠点において自己資本比率算定上の過誤が認められるものの、自己資本充実度評価等を行う態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店

【評価結果】

取締役会は、自己資本の質・量に係る計画等を決議し、自己資本充実に関する施策の実施及び自己資本充実の評価を実施しているほか、会計部門及びリスク統括部門が自己資本比率算定に必要な計数等を所管部署に作成指示し、決算を基礎として算定するなど態勢整備を図っている。

しかしながら、会計部門及びリスク統括部門による海外拠点に対する自己資本比率算定に係る指導が不十分であることから、海外拠点の自己資本比率算定において長期コミットメント・ラインに関する空き枠の未計上等の過誤が多数発生しており、一部過誤については発生原因の分析を行っていないという問題点が認められる事例。

【V. 自己資本管理態勢】

- (5) 本部管理部門のリスク・アセットの算出において問題点が認められるものの、バーゼルⅡ対応を含めた態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 今回検査による自己資本比率の乖離率は6%台。

【評定結果】

取締役会は、バーゼルⅡ対応に向けて、自己資本比率の算定に係る規程を改訂したほか、自己資本比率の算定に係る取りまとめの所管部署を定め、自己資本比率計算システムやコンサルティングの導入など態勢整備を図っている。

しかしながら、自己資本比率の算定に係る取りまとめの所管部署は、自己資本比率の算定に係るマニュアルに具体的な事務フローやチェック事項などを定めておらず、リスク・アセットの算出についても関連部署任せとし検証していないほか、内部監査部門においても算出結果の検証を行っていない。

このため、金融機関向けエクスポージャーに対するリスク・ウェイトの適用誤りや、抵当権付住宅ローンに区分したエクスポージャーの中に土地のみの取得に対する貸出を含めていたといった事例が認められ、リスク・アセットを過少に算出しているという問題点が認められる事例。

- (6) 前回検査での指摘事項が改善されていないなど、自己資本比率の算定に係る基本的な態勢整備が行われていないことなどから、繰延税金資産の過大計上が見込まれるほか、リスク・アセットを過少に計上している事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 経営計画に定める自己資本比率の目標値について、2期連続で未達となっている。
- ・ 前回検査において、繰延税金資産の計上に係る将来減算一時差異の無税化スケジュールリングが合理的でないとの指摘を受けている。

【評定結果】

取締役会は、自己資本比率について、経営計画に定める目標値を大きく下回り2期連続で未達となることが予想されているにもかかわらず、同計画の達成に向けた方針を策定していないほか、正確な自己資本比率を算定するための関係各部の事務分掌の明確化や、規程の整備、算出結果の検証等の基本的な態勢を整備していない。

また、内部監査部門は、自己資本管理規程及び内部監査規程において、自己資本比率の算定結果を監査するとしているにもかかわらず、具体的な監査方法をいまだ定めておらず、自己資本比率の算定の適切性について監査を行っていない。

このため、前回検査において指摘されている繰延税金資産の計上について依然として改善が図られていないほか、不動産取得等事業向けエクスポージャーに係るリスク・ウェイトの検証が不十分であることから、以下のような

【V. 自己資本管理態勢】

問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 繰延税金資産計上の所管部署及び問題債権の所管部署は、繰延税金資産の計上に係る個別債務者の無税化計画について、当該決算期より以前に有税引当した債務者に係るその後の状況変化を全く織り込んでおらず、今後の無税化の可能性について検証していない。

このため、有税引当後5年間で無税化が困難な債務者に係る有税個別貸倒引当金を回収スケジュールリングに織り込んでおり、繰延税金資産の過大計上が見込まれる。

- ・ リスク・アセットの算出部署は、返済原資が専ら融資対象の不動産からのテナント賃料となっており、不動産取得等事業向けエクスポージャーとするべきテナントビル向け融資を、中小企業等向けエクスポージャーに区分したため、リスク・アセットを過少に計上している。

◇ 指摘事例

i. 経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況

(1) 自己資本管理方針の整備・周知

- ・ 理事会は、自己資本の充実に向けた資本計画の策定や自己資本充実度のモニタリング態勢の整備を行っていないなど、適正な自己資本管理態勢の整備・確立に向けた取組が不十分な事例。[信用金庫及び信用組合]

ii. 管理者による自己資本管理態勢の整備・確立状況

(1) 自己資本管理規程の整備・周知

- ・ 自己資本管理部門の管理者は、自己資本充実度の評価について、評価の対象とするリスクの特定・評価（計測）方法、ストレス・テストの方法及び充実度を評価する基準に関する規程を整備していない事例。[地域銀行]

(2) 管理者による組織体制の整備

- ・ 管理者は、自己資本比率の算定について算定手順書等を定めていないことから、オペレーショナル・リスク相当額の算出基礎となる業務粗利益の算定データに関する検証を行っていない。このため、業務粗利益の算定に当たり国債等債券売却益等が加味されておらず、オペレーショナル・リスク相当額を誤っている事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 管理者は、適格金融資産担保の信用リスク削減効果に係る評価手法として包括的手法を採用するに当たり、同評価方法の前提となる時価評価の見直し期間を明確に定めておらず、担保徴求時点の評価額を修正することなく適用したため、信用リスク削減効果の評価を誤っている事例。[地域銀行]
- ・ 管理者は、自己資本比率の正確性を確保するための検証態勢を整備しておらず、中小企業等向けエクスポージャーに係るグループ企業の名寄せ作業を

【V. 自己資本管理態勢】

営業店任せとしているため、中小企業等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの適用を誤っている事例。[地域銀行]

(3) 自己資本の水準の維持

- 自己資本管理部門は、自己資本充実に向けた取組について、所管部署から月次決算に基づく経営計画と実績の対比等に関する報告を受けるにとどまり、計画未達の原因分析や改善策の検討を行っていない事例。[信用金庫及び信用組合]

iii. 個別の問題点

(1) 自己資本の額（自己資本額の適格性）

- 取締役会及び所管部署は、繰延税金資産の計上における当行の事業計画に基づく将来課税所得の見積りについて、貸出金利息等の見積りの基礎となる貸出金残高及び利率に関し、直近の実績と大幅な乖離が認められているにもかかわらず、これらの実態を踏まえた修正を行っていないことから、繰延税金資産が過大に計上されていると見込まれる事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- 内部監査部門は、繰延税金資産の回収可能性判断等の適切性に係る検証に関し、取締役会に同席したことのみをもって検証したこととしており、内部監査部門独自に各種資料をチェックするなどの主体的な検証を行っていない。このため、繰延税金資産の計上に係る将来課税所得について過大に見積もっていることを看過している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- 繰延税金資産については、大口債務者に係る与信関連費用に関し、中期経営計画の見積りと決算時の無税化スケジューリングにおける見積りの前提が異なっているにもかかわらず、調整を行っていない。このため、繰延税金資産が過大に計上されていると見込まれる事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- 繰延税金資産の回収可能性の判断については、具体的な売却計画がないにもかかわらず、有価証券の評価損に係る一時差異を全額回収可能としている事例。[信用金庫及び信用組合]

(2) 信用リスク・アセットの額

- 内部監査部門は、自己資本比率算定に関する監査について、バーゼルⅡ対応のシステムが導入されたことのみをもって正しく算定されていると判断しており、算定プロセスの適切性やサンプル抽出などによる入力データの正確性に係る検証を行っていない。このため、抵当権付住宅ローン及び中小企業等向け貸出金に対するリスク・ウェイトの適用誤りを看過している事例。[地域銀行]
- 抵当権付住宅ローンの判定フローチャートにおいて、資金使途が抵当権付住宅ローンの適用対象外とされている社宅建築用資金に該当するか否かを確

【V. 自己資本管理態勢】

認する項目が漏れているため、同資金に対してリスク・ウェイト35%を適用している事例。[地域銀行]

- ・ 抵当権付住宅ローンのリスク・ウェイトについては、保証会社による保証付ローンに関し、保証会社の抵当権の設定状況を確認していないほか、アパートローンの更新時などにおいて抵当権による保全状況を確認していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 信用リスク・アセットの圧縮により自己資本比率を一時的に上昇させることを目的に、系統中央機関への預け金を決算期末の一営業日だけ日本銀行への預け金に資金移動させている事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 店舗併用住宅に係る貸出金や公的機関が先順位となっていない場合の抵当権設定第2順位以降の住宅ローンに対して、誤って抵当権付住宅ローンのリスク・ウェイトを適用している事例。[地域銀行]

(3) オペレーショナル・リスク相当額の合計額

- ・ 基礎的手法による連結自己資本比率の算定において、連結子会社の粗利益を含めたオペレーショナル・リスク相当額の算出を行っていない事例。[地域銀行]

【VI. 信用リスク管理態勢】

VI. 信用リスク管理態勢

◆ 評定事例

(1) 常務会による全件審査態勢など、理事会及び常務会による、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【A評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 貸出案件数が限られていることから、常務会で全ての貸出審査を行っている。
- ・ 前回検査において債務者の実態把握が十分でない事例が認められるとの指摘を受けている。
- ・ 総与信のうち、要注意先以下の占める割合は低く、金融再生法開示債権比率は業態平均を大きく下回っている。

【評定結果】

理事会は、信用リスク管理方針において、与信集中リスクの排除と個別審査における厳正な審査に基づく与信管理を行い、不良債権の発生を未然に防ぐことにより、資産の健全性を維持するとしている。

また、与信管理部門は、大口与信先への与信残高及び保全状況を四半期毎に常務会に報告しているほか、大口与信先に対して、月1回以上の頻度で往訪することにより業況把握を行っている。

さらに、常務会において、貸出案件を全て審査する態勢とし、審査の際に財務分析ソフトの活用や債務者のキャッシュ・フローによる償還能力を分析することにより、信用リスクの実態把握に努めていることから、前回検査における債務者の実態把握が十分でないとの指摘事項についても改善が図られており、十分な管理態勢が構築されている事例。

(2) 一部の営業店の信用格付について軽微な問題点は認められるものの、前回検査指摘事項の改善が図られており、中小企業再生にも積極的に取り組むなど、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査においてグループ与信限度額管理等について指摘されている。
- ・ 金融再生法開示債権比率は業態平均と同水準。
- ・ 大口先への与信集中傾向はみられない。

【評定結果】

取締役会は、クレジットポリシーや信用リスク管理規程を策定しているほか、前回検査におけるグループ与信限度額管理等についての指摘に対し、与信管理部門に業種別のポートフォリオ管理やグループ別与信限度額の設定による大口与信管理を行わせており、改善を図っている。

また、中小企業再生の取組については、企業支援室内に機動チームを設け、対象企業の業況等を短期集中的に分析することにより事業計画の策定を支援し、計画の進捗管理等もきめ細かくフォローアップを行っており、多数の債務者区分のランクアップに成功している。さらに、行内でのノウハウの

【VI. 信用リスク管理態勢】

共有のために成功事例の発表や、人材育成のためのトレーニー制度を実施しており、自主的かつ持続的な取組として評価できる。

こうした中、信用格付については、一部の営業店において、債務者の業況変化を踏まえた随時更改を行っていないという問題点が認められるものの、十分な管理態勢が構築されている事例。

(3) 管理者（経営委員会）の大口先の与信限度額の管理において、問題点は認められるものの、中小企業再生に積極的に取り組むなど信用リスク管理態勢の強化を図っている事例【平均的なB評価】

（規模・特性等）

- ・ 地域銀行
- ・ 営業店のほとんどが本店所在県に設置されており、地元中心の営業展開を行っている。
- ・ 大口先への与信集中傾向はみられない。

【評定結果】

取締役会は、信用リスク管理方針において、大口与信先の業況把握や業種別集中リスクの回避等に係る取組施策を定め、与信管理部門から定期的に施策の取組状況の報告を受けている。

また、中小企業再生の取組について、企業支援室と営業店は、再建計画の進捗管理や経営指導のために月に一度の企業訪問を行うとともに、中小企業再生支援協議会の活用等により、多数の債務者区分のランクアップに成功している。さらに、企業支援室は、営業店に対して「企業支援レポート」を送付しランクアップの経緯を紹介しており、評価できる。

しかしながら、大口先の与信限度額の管理について、経営委員会は、与信限度額が与信枠を超過している先に関し、与信枠の見直しを検討していない事例や、与信限度額を勘案することなく当座貸越極度額の設定を承認したため、与信限度額を超過している先が認められる事例。

(4) 融資実行後短期間に倒産している先に係る原因分析等が行われていないという問題点は認められるものの、中小企業再生に積極的に取り組むなど信用リスク管理態勢の強化を図っている事例【平均的なB評価】

（規模・特性等）

- ・ 地域銀行
- ・ 金融再生法開示債権比率は業態平均を下回る水準。

【評定結果】

取締役会は、信用リスク管理規程等を定め、与信管理部門に対して信用リスクに係る評価やリスク管理に係る改善活動の企画・運営を行わせているほか、審査部門に企業再生支援と問題債権の管理を行わせている。

また、企業再生支援の取組について、審査部門内に設置された取引先支援室は、年度開始時に「再生支援取組先」を選定し、経営改善計画の策定支援等を行っており、多数の債務者区分のランクアップを実現しているほか、大口与信先等の「特定支援先」については、中小企業再生支援協議会やコンサルタント等の外部専門機関等を活用した取組により、企業再生につながっている事例が認められ、評価できる。

【VI. 信用リスク管理態勢】

しかしながら、与信管理部門は、融資実行後短期間に倒産している小口融資先が多数発生しているにもかかわらず、原因分析や再発防止策の検討、営業店に対する審査管理の指導を十分に行っていないという問題点が認められる事例。

(5) 与信ポートフォリオ分析の実施など、態勢整備に取り組んでいるものの、本部管理部門の信用集中リスク管理や信用格付付与において、問題点が認められる事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 金融再生法開示債権比率は業態平均をやや上回る水準。
- ・ 特定業種への与信集中傾向がみられる。

【評定結果】

取締役会は、信用リスクの高度化を図るため信用リスク管理方針を策定し、与信管理部門に対して与信ポートフォリオの状況を分析させ、その結果を定期的に経営会議へ報告させているほか、必要に応じて取締役会に報告させるなど態勢整備に取り組んでいる。

しかしながら、信用集中リスクの管理や信用格付の正確性の確保について、以下のような問題点が認められる事例。

- ・ 与信管理部門は、信用集中リスクの管理について、大口与信先の信用格付が悪化している実態を把握しているにもかかわらず、信用集中リスク分析の状況を踏まえたガイドラインの設定を検討していないほか、業種別のポートフォリオ管理の強化について検討していないため、融資額が増加している特定業種において低格付先が増加している。
- ・ 与信管理部門は、信用格付の正確性について、業種特性に応じたスコアリング・モデルの補正を検討していないほか、業績悪化等の情報を適時に信用格付の見直しに反映させるための態勢を整備していない。

このため、債務者において期中に急激な売上減少が認められているにもかかわらず、信用格付の見直しを行わなかったことから、旧格付により融資を実施し、その直後に経営破綻した事例が認められる。

(6) 前回検査指摘事項である大口与信管理が改善されていないほか、信用格付においても問題が認められることから、大口与信先への融資実行後短期間で民事再生の申立てが行われ、多額の引当が発生している事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査において大口与信管理が不十分との指摘を受けている。
- ・ 金融再生法開示債権比率は業態平均を大きく上回っている。
- ・ 与信大口化、特定業種への与信集中の傾向にある。

【評定結果】

常務会は、前回検査において、大口与信先の管理が不十分であるとの指摘を受けているにもかかわらず、改善策を検討していないことから、与信取組方針を定めていない大口債務者が認められるなど、依然として大口与信先の管理は不十分である。

【VI. 信用リスク管理態勢】

また、常務会において、信用格付制度の精緻化に向けた取組が不足しているなど、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 常務会は、約定弁済が延滞し明確な返済原資がない大口債務者に対し、審査部門に財務状況の分析や債務者の実態把握を十分に行わせることなく運転資金の追加融資に応じた結果、当該債務者において追加融資実行後短期間に民事再生手続開始の申立てが行われ、多額の追加引当が発生している。
- ・ 審査部門は、外部格付を取得している債務者に対する格付付与に当たり、財務得点等の結果にかかわらず、外部格付機関の格付を優先する規程としていることから、外部格付機関の格付のみを基に格付付与を行っており、同部門で把握している財務上の問題点が格付に反映されていない。

(7) 大口与信先を含めた審査管理、与信管理が不十分であり、業況不芳先の経営改善計画の立案の支援を行わず継続融資したことから、債務者の破綻により損失が発生している事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 前回検査において与信限度額管理について指摘を受けている。
- ・ 与信大口化、特定業種への与信集中の傾向にある。
- ・ 大口与信グループ先の非保全額が自己資本額に比して過大な状況にあるほか、不良債権処理額が多額となっている。

【評価結果】

理事会は、前回検査において与信限度額の管理が不十分であるとの指摘を受けているにもかかわらず、現状のポートフォリオを踏まえた具体的な信用リスク管理方針を定めておらず、依然として与信限度額を大幅に超過する融資案件を承認しており、与信限度額管理は改善していない。

また、大口与信グループ先の非保全額が自己資本額に比して過大なものとなっているにもかかわらず、リスク管理委員会は、具体的な管理・抑制策の検討を行っていないなど、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 業種別ポートフォリオ管理について、リスク管理委員会は、業種別クレジット・リミットの設定等、具体的な管理方法を策定しておらず、与信ポートフォリオの業種偏重は改善していない。
- ・ 理事会は、業況不芳先への融資に関して、審査部門が取引先の業況悪化の事実を把握しながら、経営改善計画の立案の支援に取り組みず継続融資に応じ、債務者の破綻により損失が発生している事例等が認められているにもかかわらず、不良債権発生未然防止に向けた対応策を検討していない。

【VI. 信用リスク管理態勢】

◇ 指 摘 事 例

i. 経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 取締役の役割・責任

- ・ 与信管理の担当取締役は、特定業種に集中したポートフォリオとなっている中、前回検査において与信ポートフォリオ管理が不十分との指摘を受けているにもかかわらず、依然として特定業種への融資に係る取組方針や業種集中リスクについての具体的な検討を行っていない。このため、さらに特定業種への与信集中を招いている事例。[地域銀行]
- ・ 審査担当理事は、前回検査において問題債権の管理に係る指摘を受けているにもかかわらず、営業店に対して長期延滞先に係る業況改善の見通しや返済財源の検証を行うよう必要な指示を行っていないことから、利息貸増しにより延滞の解消を図り、その後短期間で再度延滞を発生させている事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 与信管理の担当取締役は、大口与信先の管理について、前回検査において与信管理部門が債務者の業況把握が不十分との指摘を受けているにもかかわらず、十分な改善策を講じていない。このため、与信管理部門は、債務者の財務実態を十分に把握しておらず、依然として大口の正常先からの破綻が認められる事例。[地域銀行]
- ・ 理事長を委員長とする信用リスク管理委員会は、問題債権管理について、年度当初に個社別取組方針を決定しているが、「業況注視」などといった指示にとどまり、取組方針の内容が具体的でないため、資金使途が不明確なまま追加融資に応需し、多額の追加引当により損失の拡大を招いている事例。[信用金庫及び信用組合]

(2) 信用リスク管理の分析・評価

- ・ 理事会は、過去2年間の倒産事例について、正常先及び要注意先からの倒産であり、かつ、取引開始後2年以内の取引先が多くを占めていることを把握しているにもかかわらず、与信審査・管理上の問題点の分析を行っていないため、引き続き同様の事例が多数発生している事例。[信用金庫及び信用組合]

ii. 管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 審査部門の役割・責任

- ・ 審査部門は、シンジケート・ローンに係るコベナント管理について、内部監査において多数の不備を指摘されているにもかかわらず、アレンジャーとして債務者の資産の大幅な減少に関し、原因を解明していないほか、コベナント抵触時において信用格付の適時適切な見直しを行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【VI. 信用リスク管理態勢】

- ・ 審査部門は、内部監査部門からコミットメント・ライン契約における財務制限条項に関する管理方法を明確化するよう指摘を受けているにもかかわらず、同条項の遵守状況の確認方法や確認結果の記録などの具体的な実施要領を定めていないことに加え、営業店における同条項の確認状況について事後検証を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 審査部門は、自動審査による無担保融資商品において実行直後に多数の延滞が発生し、内部監査部門から発生原因の分析を行うよう指摘を受けているにもかかわらず、いまだデフォルト状況の分析等の具体的な対応を行っていない事例。[地域銀行]
- ・ 審査部門は、信用保証子会社の財務実績が経営改善計画を大幅に下回っているにもかかわらず、当行の信用リスク管理等に及ぼす影響を検討していないほか、同社に係る保証免責事案の管理について、将来の損失発生見込みの把握や再発防止に向けた検討を行っていないため、代位弁済否認案件が急増している事例。[地域銀行]

(2) 与信管理部門の役割・責任

- ・ 与信管理部門は、海外プロジェクト・ファイナンスに係るポートフォリオ管理について、特定の国・セクターへの与信残高が急増しているにもかかわらず、信用リスク管理規程に反して、背景・原因の分析や与信集中の有無の確認を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 与信管理部門は、格付遷移分析の結果、格付付与後短期間に正常先及び要注意先の中から多数の倒産が認められることを把握しているにもかかわらず、信用格付スコアリング・モデルの妥当性の検証を行っていない事例。[地域銀行]

iii. 個別の問題点

(1) 信用格付

- ・ 信用格付について、営業店は、実態バランス等の把握不足により財務スコアを正確に算出していないほか、債務者の技術力や販売力などの定性面における実態を十分に検証していない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 信用格付について、所管部署は、延滞の発生や業況悪化を随時格付に反映していないほか、信用格付と債務者区分との整合性を図っていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 信用格付について、所管部署は、業況低調先の今後の見通し等の定性判定に係る具体的な格付調整ルールを整備していないことから、連続赤字先に関し、黒字転換計画を検証しないまま高位の格付に据え置いている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【VI. 信用リスク管理態勢】

- ・ 海外拠点の信用格付について、所管部署は、定性評価によるノッチ調整の基準を明確に定めていないことから、同じノッチ調整をすべき債務者であるにもかかわらず異なった調整が行われており、今回検査において信用格付の変更先が多数認められる事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) クレジット・リミット

- ・ 大口与信先に係る限度額管理について、営業店が融資規程に反し融資委員会の承認を得ないまま与信限度額の適用期間を延長している事例や、融資委員会が与信集中リスクを十分検討しないまま与信限度額の増加を決定している事例。[地域銀行]
- ・ クレジット・リミットについては、自己資本や収益等の経営体力との比較に基づき設定されていないほか、同リミットを超過する先が増加している中において、同リミットを超過した場合の対応方針が定められていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(3) 信用集中リスクの管理

- ・ 与信集中リスクの管理については、理事会等は、貸出金が増加傾向にある中、与信管理部門から「大口与信管理対象としている大口上位20先より下位の債務者を含む大口化が進んでいる」との報告を受けているものの、与信集中管理の強化に向けた対応方針を策定していない事例。[信用金庫及び信用組合]

(4) 個別案件審査・管理

- ・ 投機目的資金に対する与信については、クレジットポリシーにおいて禁止しているにもかかわらず、営業店及び審査部門において、投機目的であることを認識しながら、与信に応じている事例。[地域銀行]
- ・ 審査部門は、在庫の急激な増加の要因や資金使途等の確認を行っていないことから、経営改善支援先であるにもかかわらず、粉飾決算を看過している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 審査部門は、業況が低調である債務者に対し、必要運転資金の検討を行わないまま手形貸付極度枠の更新等に応需しているほか、設備資金の融資に際し、債務者の実態把握や資金使途の確認を十分に行っていないことから、融資実行後短期間のうちに経営破綻し損失が発生している事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 審査部門は、営業店に対して資金使途確認について十分に指導を行っていない。このため、営業店において、内部規程に反し、信用保証協会保証付融資の実行日に払い出された融資代り金の使途確認を行っていないことから、当該融資が当行の旧債務の返済に振替えられている事例。[地域銀行]
- ・ 審査部門は、S P C向け仕組ローンの審査に当たり、S P Cの倒産隔離や

【VI. 信用リスク管理態勢】

担保債券の質権設定順位を確認していない事例。[地域銀行]

(5) 中小・零細企業の事業再生に向けた取組等

- ・ 本部所管部署は、中小企業再生支援について、営業店から半期に一度、業況改善しランクアップした先数や最重点支援先の現況などの報告を受けているが、経営改善計画を作成中の債務者に係る進捗状況等を把握していない事例。[地域銀行]

(6) 信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目

- ・ 本部所管部署は、信用リスク計量化の際の計測対象としてコミットメント・ラインの未実行額を含めておらず、信用リスクを網羅的に捉えて計測していない事例。[信用金庫及び信用組合]

iv. 中小企業等の事業再生や地域再生への取組に関する評価事例

- ・ 中小企業再生の取組について、「中小企業支援マニュアル」の策定や審査部企業支援チームの設置等の態勢強化により多数の債務者区分のランクアップに成功しており、一例としては、温泉旅館の再生のため、行政・観光協会等に対して「県観光マーケット再生」を提言し、インターネットを活用した収益増強のために産学官共同の観光情報ポータルサイトの立ち上げに取り組み、地域単位での企業再生に効果を発揮しているとして評価できる事例。[地域銀行]

- ・ 中小企業再生の取組について、企業支援室内に機動チームを設け、対象企業の業況等を短期集中的に分析することにより事業計画の策定を支援し、その後の計画の進捗管理等のフォローアップもきめ細やかに行った結果、多数の債務者区分のランクアップに成功しており、さらに、行内でのノウハウの共有のために成功事例の発表や、人材育成のためのトレーニー制度を実施するなど、自主的かつ持続的な取組として評価できる事例。[地域銀行]

➤ 評定事例(2) 参照

- ・ 中小企業再生の取組について、企業支援室と営業店による再建計画の進捗管理・経営指導のための毎月の企業訪問や、中小企業再生支援協議会の活用等により、多数の債務者区分のランクアップに成功しており、さらに、企業支援室は、ランクアップした経緯を「企業支援レポート」により営業店に対して還元し、動機付けを行っており、評価できる事例。[地域銀行]

➤ 評定事例(3) 参照

- ・ 中小企業再生の取組について、審査部門内に設置された取引先支援室は、期初に「再生支援取組先」を選定し、経営改善計画の策定支援等を行うことにより、多数のランクアップを実現しているほか、大口与信先等の「特定支援先」に対しては、中小企業再生支援協議会やコンサルタント等の外部専門機関等を活用した企業再生支援に取り組んでおり、地元大手企業に対する私

【VI. 信用リスク管理態勢】

的整理ガイドラインを適用した会社分割の実施事例などは、企業再生に効果を発揮しているとして評価できる事例。[地域銀行]

➤ 評定事例(4) 参照

- ・ 中小企業再生の取組について、専担部署である企業支援部が要注意先及び破綻懸念先の中から取組対象先を選定のうえ、個社別に取り組方針を策定し、毎月のモニタリングを通して経営改善計画の策定支援を行うことや中小企業再生支援協議会等を活用することにより業況が大幅に改善している事例や、事業譲渡（M&A）の活用により債務者区分のランクアップに成功している事例が認められ、これらの取組状況について定期的に経営会議へ報告することで、担当取締役による積極的なサポート態勢が構築されており、評価できる事例。[地域銀行]
- ・ 中小企業再生の取組について、審査部門に「経営支援チーム」を設置し、特定の支援先について専任の担当者を営業店に配置するなど、債務者と一体となった経営支援を行える態勢としていることに加え、新たに「温泉旅館マネジメントチーム」を立ち上げ、中小企業再生支援協議会と協調した経営改善計画の策定、事業譲渡（M&A）の活用による債務者の事業再生を支援しているほか、個別の支援先に対して経営改善計画の策定支援を行うことにより多数の債務者区分のランクアップを実現しているなど、企業再生に効果を発揮しており、評価できる事例。[地域銀行]
- ・ 地域密着型金融の推進について、地域経済へ貢献することを目的として、地元の大学に対して地域企業の技術開発相談等を取り次ぎ、債務者の経営課題の解決を支援するなど積極的に取り組んでおり、この結果、新技術の開発に成功した案件など、地域の活性化に成果を挙げており、評価できる事例。[地域銀行]

【VII. 資産査定管理態勢】

VII. 資産査定管理態勢

◆ 評定事例

- (1) 一部の営業店の自己査定等において、軽微な問題点が認められるものの、前回検査指摘事項の改善が図られるなど、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査において、多額の要追加償却・引当額が認められたものの、今回検査における、自己査定との乖離は僅少であり、改善している。

【評定結果】

取締役会は、所管部署から自己査定結果の報告を受け、問題点を認識した際は、関係部署間で協議し今後の対応方針を策定するよう指示を行っているほか、前回検査における債務者の実態把握不十分などの指摘や監督指針の改正等を踏まえ、自己査定関係基準の改正を行うなど、自己査定及び償却・引当を適切に実施するための態勢を整備している。

こうした中、一部の営業店において改正した自己査定基準等の適用誤りが認められるものの、自己査定との乖離は僅少であり、前回検査指摘事項の改善が図られており、十分な管理態勢が構築されている事例。

- (2) 二次査定等部門における査定根拠資料の確認に問題点が認められるものの、態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 債務者区分・分類額相違件数は前回検査から改善している。
- ・ 要追加償却・引当額は前回検査から改善している。

【評定結果】

取締役会は、貸出金の査定について、一次査定を営業店が、二次査定を審査部門が行い、三次査定としてリスク管理部が検証を行い確定する態勢を整備している。また、自己査定基準に基づき、信用格付と連動した随時査定を行うこととし、実態バランスや債務償還能力等の定量要因による判定に定性要因を加えて債務者区分を判定するシステムを構築するなど、態勢整備を図っている。

しかしながら、二次及び三次査定部署は、一次査定部署が債務者区分を引き上げる根拠とした実態バランスに関し、資産項目に係る裏付資料を確認せず、一部の債務者区分の判定において実態バランスが誤って作成されていることを看過し、判定を行っているという問題点が認められる事例。

【Ⅶ. 資産査定管理態勢】

(3) 債務者関連会社を含めたグループ会社の査定において問題点が認められるものの、態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 合併により、貸出金は増加したが、その後は伸び悩んでいる。
- ・ 今回検査において、償却・引当、貸出金分類率に小幅の乖離が認められた。

【評価結果】

理事会は、「資産査定規程」等を定め、一次から三次査定の資産査定体制を整備している。また、内部監査部門が資産査定結果及び償却・引当額算定結果を監査するなど、態勢整備を図っている。

しかしながら、自己査定の正確性について、グループ査定に関し、一次査定部署において規程の理解が不足していることや、二次及び三次査定部署によるグループ会社の範囲の検証やグループ全体の業況把握が十分に行われていないことから、業績不芳な関連会社の実態を反映せずに債務者区分を上位にとどめているという問題点が認められる事例。

(4) 自己査定等のモニタリング態勢が構築されていないことなどから、多額の要追加償却・引当額及びリスク管理債権の開示漏れが認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 多数の債務者区分の変更及び多額の要追加償却・引当額が認められた。
- ・ 多額のリスク管理債権の開示漏れが認められた。

【評価結果】

取締役会は、自己査定及びディスクロージャーに係る統括部署を設置したものの、査定実施部門の自己査定基準の運用状況等を把握するための同統括部署によるモニタリング態勢を構築していない。

また、最終査定部署である審査部門は、営業店の一次査定において基準に反し実態バランスを作成していない事例が多数認められるにもかかわらず、検証を行っておらず、牽制機能を発揮していないため、以下のような問題点が認められることから、多額の要追加償却・引当額やリスク管理債権の開示漏れが認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 自己査定の正確性については、経営難にある大口債務者の代表者や関連会社に対する貸付金の資産性の検証が十分に行われていないことや、債務者の業況が変化した際の、営業店から審査部門への情報提供が適時に行われていないことから、多数の債務者区分の変更や多額の要追加償却・引当額が認められる。
- ・ リスク管理債権等のディスクロージャーについては、基準金利による判定を行うことなく、経営状況が改善したことをもって非開示債権としていることなどにより、リスク管理債権の開示漏れが認められる。

【Ⅶ. 資産査定管理態勢】

- (5) 前回検査の指摘を受け改善を図るとしているものの、依然として債務者の実態把握などが不十分であることから、多額の要追加償却・引当額が認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 多額の要追加償却・引当額が認められた。

【評価結果】

理事会は、前回検査において、営業店における債務者の実態把握や財務内容の分析不足及び本部の検証が不十分であるとの指摘を受け、改善策として営業店に対し自己査定説明会などを行い改善を図るとしたにもかかわらず、改善策の浸透状況の検証に係る報告を行わせておらず、改善策の効果を確認していない。

このため、依然として営業店において債務者の実態把握や財務内容の分析が不足したまま債務者区分の判定が行われているほか、二次査定部署である審査部門においても同様の実態にあることに加え、予想損失額の算定に際し、毀損実績との比較などの検証が不十分であり、前回検査の指摘事項が改善されておらず、以下のような問題点が認められることから、多額の要追加償却・引当額が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 自己査定については、①債務者の事業改善計画を分析・検証しないまま債務者区分を上位に判定しているものや、②親会社等の支援能力やグループ会社の実態バランスを分析することなく単体で債務者区分を判定している事例が認められる。
- ・ 審査部門は、破綻懸念先に係る引当額の十分性について、期首Ⅲ分類を超過する毀損が発生し、毎期多額の要追加償却・引当額が発生しているにもかかわらず、要因分析等を行っていない。

- (6) 自己査定に関する規程に不備があり、債務者の実態把握や財務分析が不十分となっているほか、不動産担保評価が正確性を欠いていることなどから、要追加償却・引当額やリスク管理債権の開示漏れが認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 多額の要追加償却・引当額が認められた。
- ・ 多額のリスク管理債権の開示漏れが認められた。

【評価結果】

取締役会は、自己査定基準及びマニュアルの内容について、検証する部署を定めていないほか、二次査定部署及び内部監査部署は、一次査定部署における自己査定基準等の運用に係る問題点を看過しており、機能を発揮していない。このため、以下のような問題点が認められることから、多額の要追加償却・引当額やリスク管理債権の開示漏れが認められ、資産査定管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 自己査定基準について、グループ先の子会社の査定に関し、親会社から

【VII. 資産査定管理態勢】

の影響を検証し債務者区分を判定する基準を定めていないため、子会社単体で判定した結果、子会社の収益の大部分が親会社から得られているにもかかわらず、親会社より上位の債務者区分となっている事例が認められる。

- ・ 自己査定 of 正確性について、債務者の再建計画の初年度及び2年目の実績が計画と大幅に乖離したことから、計画の修正を行っているものの、修正計画の成否の見通しを検討することなく、債務者区分を判定し、二次査定部署及び内部監査部署においても看過している事例が認められる。
- ・ 実態バランスについて不良資産の評価に係る規程を定めていないことから、長期保有となっている収益不動産の評価が洗い替えされておらず、財務実態が債務者区分に反映されていない事例が認められる。

◇ 指摘事例

i. 経営陣による資産査定管理態勢の整備・確立状況

(1) 資産査定管理態勢の整備

- ・ 取締役会は、当行と連結子会社における自己査定基準等について、両者の整合性を検証する態勢を整備していないことから、当行との併行与信先の債務者区分に多数の相違が認められる事例。[地域銀行]

(2) 第一次査定部門及び第二次査定部門における資産査定管理態勢の整備

- ・ 理事会は、営業店に対し、自己査定作業に関し「債務者区分判定理由の記載については、プラス要因を記載し、マイナス要因は極力記載しない」との指示を行っていることから、キャッシュ・フロー不足等を財務分析に反映することなく、上位の債務者区分に判定している事例。[信用金庫及び信用組合]

ii. 管理者による資産査定管理態勢の整備・確立状況

(1) 自己査定基準及び償却・引当基準の内容

- ・ 自己査定管理部門は、一般事業会社の保証能力の判定について、検証項目や判断基準を明確に定めていないことから、保証能力を検討することなく、財務内容が不芳である保証会社による保証を一般保証としているほか、赤字決算により無配となった上場会社による保証を優良保証としている事例。[地域銀行]
- ・ 自己査定管理部門は、担保不動産の処分可能見込額の算出について、処分可能見込額と処分実績額に大幅な乖離が生じていることから、監査法人から担保掛け目の妥当性を検証する仕組を構築する必要があるとの指摘を受けているにもかかわらず、検証を行っていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 償却・引当管理部門は、DCF法による貸倒引当金の算定について、担保処分によるキャッシュ・フローの見積りに関し、担保物件の価値の動向を勘

【Ⅶ. 資産査定管理態勢】

案していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 管理者による組織体制の整備

- ・ 自己査定管理部門は、債務者の貸出条件を変更するに至った原因分析や経営改善計画の進捗管理など、債務者区分に反映すべき債務者の状況変化を把握するための対応策を講じていない。このため、正確な自己査定が行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]

iii. 自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性

(1) 自己査定結果の正確性

- ・ 一次査定部門は、スコアリング・モデルによる形式的な財務判定に重点を置き、債務者の業況などの実態を十分に把握しないまま債務者区分を判定していることから、自己査定の正確性が確保されていない事例。[地域銀行]
- ・ 自己査定実施部門は、破綻懸念先に区分されている債務者が振り出した手形について、不渡りとなる可能性を十分に検証しないまま、決済確実な手形であると判断し非分類としている事例。[信用金庫及び信用組合]

(2) 不動産担保評価の適切性等

- ・ 一次査定部門は、不動産担保評価について、担保掛目の適用を誤っている事例のほか、評価結果を融資支援システムへ登録することを失念している。また、二次査定部署においてもこれを看過したため、直近の評価額が自己査定に反映されていない事例。[地域銀行]

(3) 償却・引当の適切性等

- ・ 償却・引当管理部門は、要管理先に係る予想損失率算定に当たり、前期の貸倒引当金のバック・テストの結果、貸倒実績が引当額を大幅に上回る実態を把握しているにもかかわらず、原因分析や規程の見直しなどの検討を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 償却・引当管理部門は、破綻懸念先の個別貸倒引当金に係る予想損失率の算定において、直近の貸倒実績率が上昇していることや前期以前の引当額が貸倒実績額に対して不足していたことを認識しているにもかかわらず、内部規程に反し、将来見込に係る必要な修正を行っていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(4) ディスクロージャーの適切性

- ・ 自己査定管理部門は、リスク管理債権等のディスクロージャーについて、債務者の支援目的に係る具体的な判断基準を定めていないことから、貸出条件緩和債権の開示漏れが認められる事例。[地域銀行]

【Ⅷ. 市場リスク管理態勢】

Ⅷ. 市場リスク管理態勢

◆ 評定事例

- (1) 取締役会により、市場運用を特定しており、市場リスクが金利リスク等に限定されているなど、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【A評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 国債を中心とした運用となっており、リスク特性が複雑な商品は保有していない。
- ・ 今回検査において、市場リスク量の計測結果に相違は認められていない。

【評定結果】

取締役会は、市場リスク管理方針を定めるとともに、リスク枠及び損失限度枠等の重要な事項について、常務会の審議を経て承認している。

また、市場部門が、常務会に対して有価証券の運用状況について報告を行うほか、市場リスク管理部門が、ALM委員会に対し、リスク枠等の遵守状況及びストレス・テスト結果等を含むリスク管理状況の報告を行っている。

さらに、市場リスク管理方針において、リスク管理できないものには投資しないこととし、国債中心の運用を行っていることから、市場リスクは金利リスク等に限定されているうえ、BPVによる金利感応度分析を行うなど、リスクの所在は把握されており、十分な管理態勢が構築されている事例。

- (2) 本部管理部門のファンド投資に係るリスク管理において、軽微な問題点が認められるものの、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ ファンド商品の保有比率は低く、含み益の状況となっている。
- ・ 今回検査において、市場リスク量の計測結果に相違は認められていない。

【評定結果】

経営会議は、取締役会が定める市場リスク管理方針に基づき市場リスク管理規程を策定し、リスク量に対する限度枠や商品別のアラーム・ポイント等を定めている。

また、市場リスク管理部門は、内部モデルに基づくVaRにより市場リスク量を計測しているほか、通貨別のBPVによる金利感応度分析を行うとともに、限度枠の遵守状況等をモニタリングし、これらリスクの状況を日次で担当取締役に、月次で経営会議に報告している。さらに、同部門は、内部モデルの妥当性を検証するため定期的にストレス・テストやバック・テストを実施している。

こうした中、市場リスク管理部門は、ファンド購入時のデューデリジェンスに係る規程を定めていないという問題点が認められるものの、十分な管理態勢が構築されている事例。

【Ⅷ. 市場リスク管理態勢】

(3) 仕組債購入時における本部管理部門のリスク評価に問題点が認められるものの、前回検査における指摘を踏まえた態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 前回検査において、合理的な理由のないままロスカット・ルールの適用を猶予し、厳格な取扱となっていないとの指摘を受けている。
- ・ 仕組債の保有比率は低く、当該リスク量が自己資本に与える影響は限定的なものにとどまっている。

【評価結果】

理事会は、前回検査において、合理的な理由のないままロスカット・ルールの適用を猶予しているとの指摘に対し、内部規程を改正し、ロスカットの適用の猶予は行わないこととし、アラーム・ポイントによる管理を強化するなど改善を図っている。また、市場リスク管理部門が、VaRによるリスク量計測及び限度枠の遵守状況をモニターするとともに、月次でALM委員会に対し市場リスクの状況を報告しているほか、定期的に理事会に対して報告を行うことにより市場リスク管理方針の見直しに反映させるなど態勢整備を図っている。

しかしながら、仕組債（リバースフローター債）購入時のリスク評価について、価格変動が通常の固定利付国債より大きくなるというリスク特性があるにもかかわらず、市場リスク管理部門は、当該リスク特性を誤認し、フロント部署が起案した購入稟議に「金利上昇時の価格下落リスクが固定債に比べ少ない」との誤った所見を記載しており、フロント部署に対する牽制機能を発揮していないことから、購入後短期間でロスカット・ルールに抵触し、損失を生じさせているという問題点が認められる事例。

(4) ALM委員会を設置するなど態勢整備に取り組んでいるものの、限度枠等管理や市場リスク量計測に問題点が認められる事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 有価証券投資は国債が中心であり、CMBS¹の保有比率は低い。
- ・ 変動利付国債において評価損を抱えている。
- ・ 今回検査において、市場リスク量の計測結果に相違額が認められるものの、市場リスク量の相違を追加した総リスク量はリスク枠を超えていない。

【評価結果】

取締役会は、市場リスク管理方針において、市場リスク管理を市場部門、市場リスク管理部門及び事務管理部門に区分した体制とし、それぞれの役割を明確化している。また、ALM委員会を設置し、毎月、市場リスク管理部門から限度枠の管理状況を同委員会に報告させるなど、態勢整備に取り組んでいる。

しかしながら、限度枠管理及びリスク量の計測手法について、以下のよう

¹ CMBS = Commercial Mortgage Backed Securities

【Ⅷ. 市場リスク管理態勢】

な問題点が認められる事例。

- ・ A L M委員会及び市場リスク管理部門は、変動利付国債について、イールドカーブの形状変化によりリスク量が変動するというリスク特性を把握しているにもかかわらず、リスク枠や損失限度枠を設定しないまま保有額を増加させ、評価損を発生させている。
- ・ 市場リスク管理部門は、市場リスク計測システムによる変動利付国債のリスク計測において、平均残存期間を正確に反映していない。また、C M B Sについて、裏付けとなる不動産の賃料収入の変動等のリスクの実態を把握することなく、固定債と看做してリスク量を計測している。このため、変動利付国債及びC M B Sのリスク量を過少に算出している。

(5) 前回検査指摘事項が改善されていないほか、仕組商品に係るリスク計測に問題点が認められることから、仕組商品に多額の評価損が生じ、市場リスク量がリスク限度枠を超えている事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査において、仕組商品のポジション枠を設定しておらず、リスク管理が不十分との指摘を受けている。
- ・ 仕組商品の運用を拡大し、仕組商品に多額の評価損を抱えている。
- ・ 平均残存期間が長い仕組商品を多額に保有しており、資産全体に係る金利リスクも高い水準にある。
- ・ 今回検査において、市場リスク量の計測結果に大きな相違額が認められ、リスク量の相違を加味した市場リスク量がリスク限度枠を超えている。

【評定結果】

取締役会は、前回検査の指摘を受けて、常務会に仕組商品のポジション枠を設定させたとしているものの、仕組商品に係るリスク量が自己資本と比べ許容範囲か否かを検討することなく同ポジション枠が設定されていることから、仕組商品への投資を拡大し、多額の評価損を生じさせているなど、依然としてリスク管理は改善が図られていない。このため、今回検査において仕組商品に係るリスク量を加味した市場リスク量はリスク限度枠を超えているなど、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 頭取を委員長とするA L M委員会は、金利リスクが極めて高い状況にあるにもかかわらず、同リスクを適切に把握しコントロールするための対応策を検討していない。また、市場リスク管理部門は、リスク量の計測について、仕組商品に組み込まれたデリバティブのリスクを把握していないため、リスク量を過小に評価しているほか、計測手法の妥当性を検証するためのバック・テスト及びストレステストを行っていない。

【Ⅷ. 市場リスク管理態勢】

(6) シンセティックCDO²のリスク管理に問題点が認められたことから、多額の評価損を発生させている事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 預証率が非常に高い。
- ・ 自己資本額に対するシンセティックCDOの比率が非常に高い。
- ・ シンセティックCDOに係る評価損が発生している。

【評価結果】

経営会議は、利益目標の達成を重視しているため、当行の収益力や損益への影響等を考慮した市場取引に係る損失限度枠等の妥当性を検証せず、自己資本額や収益力に比し過大な債券等のポジション枠を設定し、多額のシンセティックCDOを購入したことから、多額の評価損を発生させているなど、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 経営会議は、シンセティックCDOについて、損失限度枠を大幅に超過し、ロスカット・ルールに抵触している実態が認められているにもかかわらず、赤字決算を避けることを理由にロスカットの実施を先送りしている。
- ・ 市場リスク管理部門は、シンセティックCDOの時価の算定について、月中の時価管理の参考値として日次で算定しているモデルによる時価額とブローカーである証券会社から月次で提示される気配値に大幅な乖離が認められているにもかかわらず、当該乖離の状況を経営会議に報告していない。
- ・ 市場リスク管理部門は、外部格付レポート等においてサブプライム・ローン市場に対する事業集中が弱点であるとの報告がなされている米国の金融会社が、シンセティックCDOの参照組織に含まれていることを看過しており、同部門における参照組織の検証が十分に行われていない。

(7) 市場部門の有価証券売買に対する市場リスク管理部門の牽制機能の発揮が不十分なことから、市場部門のみの判断によるアラーム・ポイントを超えた株式購入により減損処理を余儀なくされている事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 債券と株式を中心とした有価証券運用であるが、収益力強化を図るため仕組債や仕組ローンへの投資を拡大している。

【評価結果】

取締役会は、市場リスク管理部門が牽制機能を発揮するための態勢を整備していないことから、市場部門のみの判断で株式を購入したことにより減損処理を余儀なくされている事例が認められるほか、収益力強化のために投資を開始した仕組債等の時価算定の客観性が確保されていないなど、以下のような問題点が認められ、市場リスク管理態勢は不十分であり、改善の必要が

² CDO = Collateralized Debt Obligations

【Ⅷ. 市場リスク管理態勢】

ある事例。

- ・ 市場リスク管理部門は、ロスカット・ルール上のアラーム・ポイントに抵触した場合の具体的な管理方法を定めていないことから、市場部門のみの判断で株式の簿価を下げることを目的とした買い増しを行っている事例が多数認められ、中には減損を余儀なくされている。また、頭取等に対する購入報告稟議においても、買い増しの理由やアラーム・ポイントに抵触している旨の報告を行っていない。
- ・ 市場リスク管理部門は、仕組債及び仕組ローンへの投資に際して、市場部門が日経平均指数等の下落時のリスクを分析していないことを認識しながら、市場部門の購入判断について問題ないとしており、市場部門に対する牽制機能を発揮していない。
- ・ 常務会は、仕組債及び仕組ローンの時価評価について、時価算定要領に第三者から時価情報を入手した場合の時価の妥当性の検証方法を定めていないことから、ブローカーから取得した時価情報について価格の妥当性を何ら検証することなく無条件に採用している。

◇ 指摘事例

i. 経営陣による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 取締役の役割・責任

- ・ 市場リスク担当取締役は、市場リスク管理部門において仕組債のリスク量が計測されていないことを把握しているにもかかわらず、同部門に対して仕組債に組み込まれているデリバティブなどに係るリスク特性を踏まえた計測手法や運用に係る規程を策定させておらず、市場リスク量が正確に計測されていない事例。[地域銀行]
- ・ 取締役会は、仕組商品のリスク特性を十分に把握しないまま投資拡大を決定しているほか、仕組預金の自己資本や収益に与える影響について分析・検討を行っておらず、多額の評価損を発生させている事例。[地域銀行]

(2) 市場部門等における市場リスク管理態勢の整備

- ・ 取締役会は、金利リスク対策として、ヘッジ目的のデリバティブ取引を活用することとしたものの、市場リスク管理部門に対して、ヘッジ効果の検証を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) 市場リスク管理の分析・評価

- ・ 理事長を委員長とするALM委員会は、市場リスク量の適正な算出及び計測手法の精緻化に向け、金利リスクの計測に関しては、内部規程においてBPVによるリスク分析を行うこととしているにもかかわらず、いまだ計測基準を定めていない事例。[信用金庫及び信用組合]

【Ⅷ. 市場リスク管理態勢】

ii. 管理者による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 市場リスク管理部門の役割・責任

- 市場リスク管理部門は、仕組債（CMS³債）の購入時のリスク評価について、理事会への購入稟議において、証券会社のレポートに記載されているメリットを報告するにとどまり、リスクの分析・検討を行っていない事例。
[信用金庫及び信用組合]

(2) 管理者による組織体制の整備

- 市場リスク管理部門の管理者は、市場リスク管理部門に対し、時価評価の正確性やリスク・レポートの数値の検証を行わせておらず、市場部門への牽制機能を発揮していない事例。[地域銀行]

(3) 市場リスクの特定

- 市場リスク管理部門は、金利選択型住宅ローンや仕組商品及び劣後債に係るリスクについて、洗出しを行っていないうえ、リスク量を計測していない事例。[地域銀行]

(4) 市場リスクの計測・分析

- 市場リスク管理部門は、VaRによるリスク計測において、計測上の保有期間の設定に当たり、有価証券の運用方針を勘案していないことから、個別商品の保有期間に応じたリスク計測となっておらず、リスク量を過少に算出している事例。[地域銀行]
- 市場リスク管理部門は、変動利付国債や仕組債について、イールドカーブの形状変化によるリスクの変動を計測していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- 市場リスク管理部門は、仕組ローンに関するリスク管理について、同ローンに内包するデリバティブに係るリスクを把握していないことから、リスク特性を考慮した規程を整備することなく通常の貸出金と同様の管理を行っている事例。[地域銀行]
- 市場リスク管理部門は、仕組債のリスク計測手法について妥当性の検証を行っていないほか、日経平均リンク債に内在する株価変動リスクやパワー・リバース・デュアル・カレンシー債に内在する外貨金利リスク等を計測していない事例。[信用金庫及び信用組合]

(5) ストレス・テスト

- 市場リスク管理部門は、変動利付国債を多額に保有している状況において、長短金利差の縮小が評価損益や利息等に重大な影響を与えることを認識しているにもかかわらず、ポートフォリオに見合ったストレス・テストを実施し

³ CMS = Constant Maturity Swap

【Ⅷ. 市場リスク管理態勢】

ていない事例。[地域銀行]

(6) 市場リスクのモニタリング

- 市場リスク管理部門は、サブプライム関連商品のリスク管理について、H E L－A B S⁴に関しては累積損失率・延滞率や米国住宅価格の動向等をモニタリングしている。しかしながら、H E L－A B Sを裏付資産とするA B S－C D O⁵の管理に当たっては、H E L－A B Sと同様にサブプライム・ローンに係るリスクが内在しているにもかかわらず、裏付資産等に対するモニタリング項目を設定していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(7) 限度枠を超過した場合の対応

- C D S⁶を組み込んだ仕組債（C D O）については、時価がロスカット価格に抵触しているにもかかわらず、経営委員会及びA L M委員会は、参照企業に信用事由が発生していないことをもって損切りを見送っており、評価損が拡大している事例。[地域銀行]

(8) 限度枠の設定方法及び設定枠の見直し

- 市場リスク管理部門は、債券、株式及びファンドのロスカットポイントについて、経営体力や保有する金融商品の金額・リスク特性に応じて妥当であるかを定期的に検証していない事例。[地域銀行]

iii. 個別の問題点

(1) 相互牽制体制の整備

- 有価証券運用の所管部署は、部内で市場運用担当者と事務担当者を分離する体制としているものの、為替予約については、事務担当者が取引を行っており、相互牽制機能の発揮が不十分な事例。[地域銀行]

(2) ファンドの審査管理

- 私募不動産ファンドへの出資において、審査基準が定められていないことから、フロント部署は、不動産鑑定評価書及びエンジニアリングレポートによる投資不動産に係るリスクの検証を行わないまま、当該ファンドへ出資している事例。[地域銀行]

- 市場部門は、C M B Sの購入時の審査において、対象不動産の違法性の有無や鑑定評価額の妥当性の確認など、不動産流動化スキームの適正性について検証を行っていない事例。[地域銀行]

(3) バック・テスト結果の分析

- V a Rモデルのバック・テストの結果、損失実績がV a Rを超過す

⁴ H E L－A B S = Home Equity Loan Asset-Backed Securities

⁵ A B S－C D O = Asset-Backed Securities Collateralized Debt Obligations

⁶ C D S = Credit Default Swap

【Ⅷ. 市場リスク管理態勢】

る回数が増加しているにもかかわらず、モデルの妥当性や見直しが検討されていない事例。[地域銀行]

(4) 時価算定に係る内部規程等の整備

- ・ 有価証券の時価評価については、時価の取得方法や具体的な算定方法を定めた規程を整備していないことから、市場価格のない仕組債について、購入証券会社から取得した時価を、算定手法の確認を行わないまま無条件に採用しているほか、事業債について、時価が複数ある場合の取扱を明確化していない事例。[信用金庫及び信用組合]

(5) 時価算定の客観性の確保

- ・ 貸出金を裏付資産とする証券化商品については、外部環境等の変化により劣後比率が上昇し資産内容が劣化している可能性があるにもかかわらず、購入証券会社から入手した時価の妥当性に係る検証を行っていない事例。[地域銀行]

(6) その他（会計処理）

- ・ 有価証券の保有目的区分については、保有目的の決定に係る明確な規程を定めていないことから、「金融商品会計に関する実務指針」における「償還期限まで所有する積極的な意思と能力」に係る検討を十分に行わないまま、仕組債を満期保有目的に区分している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 仕組ローンのうち、組み込まれたデリバティブにレバレッジが含まれていることが貸出金利条件に明示されているものについて、企業会計基準適用指針を踏まえたデリバティブの区分処理について検討が行われていない事例。[地域銀行]

【IX. 流動性リスク管理態勢】

IX. 流動性リスク管理態勢

◆ 評定事例

- (1) コンティンジェンシープラン等を定めているなど態勢整備を図っているほか、流動性危機時の調達手段が確保されているなど、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【A評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 基本的にローンポジションを維持している。

【評定結果】

取締役会は、流動性リスク管理規程等を定め、流動性リスク管理の所管部署及び資金繰り管理部署を設置しているほか、資金繰り管理については、逼迫度に応じ、「平常時」、「懸念時」及び「危機時」に区分し、「危機時」における対策については、「流動性危機時におけるコンティンジェンシープラン」を定めている。また、取締役会やALM委員会は、資金繰りの計画・実績や調達可能金額等の報告を月次に受けている。

さらに、現状の資金繰りは基本的にローンポジションを維持しているほか、日常の資金繰り資金確保に見合った額の日銀共通担保を常時確保しており、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例。

- (2) 流動性リスクの水準判定の業務フローにおいて、軽微な問題点が認められるものの、前回検査指摘事項の改善が図られるなど、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 手元流動性維持目標額に対し、約2倍の手元流動性を維持している。
- ・ 前回検査において、流動性危機時の対応策について、他行での取付け騒ぎの情報を把握した際に、リスク水準の判定を行っていないとの指摘を受けている。

【評定結果】

取締役会は、基本方針として「資金繰りリスク管理方針」を定め、所管部署は当該方針に基づく「資金繰りリスク管理規程」により、資金繰りの逼迫度に応じて「平常時」、「警戒時」及び「緊急時」に区分して資金繰りを管理するとともに、月次の流動性リスク分析結果をALM委員会に報告している。

また、前回検査における風評リスク発生時のリスク水準の判定を行っていないとの指摘については、風評リスク発生時の具体的対応事項を定めたほか、アラーム・ポイントの定義を明確化しており、改善が図られている。

こうした中、流動性リスクの水準判定において複数の判定者が規定されており、責任の所在が不明確であるという問題点は認められるものの、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例。

【Ⅸ. 流動性リスク管理態勢】

(3) 資金繰り管理部門の資金繰り管理において、軽微な問題点が認められるものの、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 預金、譲渡性預金、社債、借入金による調達で必要資金を確保しているほか、日銀借入枠、コミットメント・ラインを設定している。

【評価結果】

取締役会は、「リスク管理の基本方針」を定め、当該方針において運用調達ギャップ管理と資金繰り逼迫時の対応を定めるとともに、「流動性リスク管理規程」において流動性リスク管理の基本事項を定めている。

また、流動性リスク管理部署を設置し、同部署が流動性リスクの状況等を経営会議に報告し、同会議が資金繰り逼迫時の機動的な対応策の発動や変更等を行う態勢としているほか、日銀預入れ枠やコミットメント・ラインを設定している。

こうした中、資金繰り管理部門は、社債の償還や借入金の返済を見据えた長期的な資金計画を策定していないという問題点が認められるものの、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例。

(4) 資金繰り管理部署による当座貸越等に係る実行予定額の把握において、問題点が認められるものの、態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 当座貸越限度額に対して約7割が空き枠の状況、コミットメント・ライン限度額に対して約7割が空き枠の状況となっている。

【評価結果】

取締役会は、「資金繰りに係る管理方針」を定め、資金繰り管理部門は、当該方針に基づく「資金繰りリスク管理規程」を定めている。また、資金繰り管理部門は、資金繰り状況を定期的に取り締役に報告しているほか、ALM会議（常務会）に対して資金繰り状況や調達可能額等を報告し、同会議において資金繰り運営・管理が適切な対応となっているか協議するなど、管理態勢の整備を図っている。

しかしながら、資金繰り管理部門は、当行全体の資金繰りに影響を与える取引先の当座貸越及びコミットメント・ラインの空き枠に係る実行予定額を把握していないという問題点が認められる事例。

(5) 各部店毎の緊急時連絡ルートの整備等に問題点が認められるものの、態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 預金・貸出金とも増加傾向にある。

【評価結果】

取締役会は、「リスク管理方針」において流動性リスクの取組方針を定めるとともに、流動性リスク管理部門に預金計数、資金調達可能額、ATM出

【Ⅸ. 流動性リスク管理態勢】

金状況等に基づく逼迫度の状況をモニタリングさせているほか、過去の実績等に基づく資金繰りの見通しについて、月次でALM委員会に報告させるなど、態勢整備を図っている。

しかしながら、流動性リスク管理部門は、「緊急時対策マニュアル」に定める各部店毎の緊急時連絡ルートの整備状況や、同ルートの実効性を確保するためのテストの実施状況を把握していないという問題点が認められる事例。

(6) 前回検査指摘事項が改善されていないことから、依然として流動性危機時の対応策を策定しておらず、現金必要額の把握もできていない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 前回検査において、緊急時における現金の必要額の算出に係る検討が行われていないとの指摘を受けている。

【評価結果】

理事会は、前回検査において緊急時における現金必要額に係る検討が不十分との指摘を受けているにもかかわらず、依然として改善策を検討していない。このため、流動性逼迫時の対応について、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 流動性リスク管理部門は、緊急時における対応において、営業店から顧客来店状況の報告を受けるとするにとどまり、取付け騒ぎ等の発生により来店客が急増した場合を想定した対応策を策定しておらず、前回検査の指摘事項が改善されていない。
- ・ 流動性リスク管理部門は、内部規程に定める現金在高の報告を行っていない営業店が多数認められるにもかかわらず、改善指導を行っていないことから、営業店毎の現金必要額を把握していない。

(7) 支払準備率の限度枠の妥当性について検証が不十分なことから、預貸率や資金調達構造を踏まえた限度枠となっていない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店

【評価結果】

取締役会は、資金調達を個人向けの随時引出可能な預金等に特化している一方、資金運用については長期貸付が大部分となっている中、リスク管理委員会に支払準備率の限度枠の妥当性について検証を行わせていないことなどから、以下のような問題点が認められ、流動性リスク管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ リスク管理委員会は、支払準備率の限度枠について、当行の業態平均を上回る預貸率や運用と調達の期間の mismatch の大きい資金調達構造を踏まえた流動性危機時のシミュレーションを行わないまま、全国銀行協会加盟銀行の平均値を基に設定している。
- ・ 流動性リスク統括部門は、当行の市場調達に関し、当行グループ全体に対して金融機関が設定するコミットメント・ラインによる制約を受けるに

【Ⅸ. 流動性リスク管理態勢】

もかかわらず、当該コミットメント・ラインの使用状況をモニタリングしていない。

◇ 指摘事例

i. 経営陣による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 取締役会等への報告・承認態勢の整備

- ・ 日本における代表者は、毎月末の運用と調達のギャップを本店より定められた限度枠内に維持することを求められているが、限度枠を超過した場合の本邦支店内における報告態勢を整備していないことから、流動性リスク統括部門は超過状況を把握していないほか、本店への報告も行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 流動性リスク管理の分析・評価

- ・ リスク管理委員会は、流動性リスク管理部門から資金繰り状況の報告を受けているものの、算定根拠を説明させておらず、算定結果の妥当性を確認していない事例。[地域銀行]

ii. 各管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 流動性リスク管理規程の内容

- ・ 流動性リスク管理部門は、「流動性リスク管理規程」において「懸念時」及び「危機時」の区分を定義していないほか、「懸念時」の具体的な対応を定めておらず、逼迫度に応じて機動的な対応を行うためのルールを整備していない事例。[地域銀行]

(2) 流動性危機時の対応策（コンティンジェンシープラン）の策定

- ・ 流動性リスク管理部門は、流動性危機時における調達可能性の検討を行っていないことから、コンティンジェンシープランにおいて、コミットメント・ライン契約を結んでいない金融機関を危機時の調達先と規定しており、流動性危機時における確実な資金調達手段が確保できていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) 現状の資金繰りの逼迫度区分の判定

- ・ 流動性リスク管理部門は、「流動性リスク管理規程」において定められている半年毎の資金繰り逼迫度区分の判定を行っていないほか、同規程と「流動性リスク対応マニュアル」との間において、逼迫度区分の決定手順や緊急対策本部の設置基準等の整合性を図っていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(4) 流動性危機時の対応策（コンティンジェンシープラン）の見直し

- ・ 流動性リスク管理部門は、危機時を想定した全行訓練において認められた営業店への連絡体制及び役割分担や組織変更を踏まえたコンティンジェンシ

【Ⅸ. 流動性リスク管理態勢】

ープランの見直しを行っていない事例。[地域銀行]

- ・ 流動性リスク管理部門は、現金輸送方法に係る規程間の整合性を図っていないほか、危機時を想定した現金輸送訓練については、日常的な業務の中で対応手順は確認されているとの認識から実施していない事例。[地域銀行]

(5) 適切な資金繰り運営・管理

- ・ 資金繰り管理部門は、資金繰り逼迫時の対応について、内部規程において複数のストレス・シナリオによる影響度評価を踏まえ、管理方法を見直すこととしているにもかかわらず、規程に反し、ストレス・テストを実施していないほか、流動性危機時における当座貸越の引出額を想定していないなど資金流出額の検討が不十分となっている事例。[地域銀行]

(6) 運用予定額・調達可能額の把握

- ・ 流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門は、流動性懸念時及び危機時の必要資金額について、ATM内現金のみの平均残高を根拠に定めており、窓口における預金流出量を予測していない事例。[地域銀行]

(7) 流動性リスク管理部門への報告

- ・ 資金繰り管理部門は、短期運用額が支払準備として適正とする水準を下回った際において、流動性リスク管理部門に対して、規程に定める原因分析の報告を行っていない事例。[地域銀行]

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

X. オペレーショナル・リスク管理態勢

◆ 評定事例

- (1) 営業店自店検査の本部報告における実態の把握について、軽微な問題点が認められるものの、規模・特性に応じた十分な管理態勢が構築されている事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 外部委託業者に共同システムのバックアップデータの保管を依頼しており、危機時に備えている。

【評定結果】

取締役会は、経営計画において、臨店事務指導や勉強会の実施等による適時の指導を事務処理態勢の強化策として掲げている。また、事務リスク管理規程を定め、事務リスク統括部門において事務事故報告を受けることにより事務リスクの把握・分析を行わせているほか、事務リスク管理委員会を設置し、同部門のリスク分析結果を踏まえ改善策を検討させている。さらに、同部門は、自店検査規程を策定し営業店における事後検証態勢を整備するとともに、監査部門による規程等の遵守状況に係る抜き打ち方式による監査を実施するなど、態勢整備を図っている。

こうした中、事務リスク統括部門への自店検査結果の報告内容について、各種点検事項に係る不備の有無は報告されているが、具体的な不備事項の内容が同部門に認識されていないという問題点は認められるものの、十分な管理態勢が構築されている事例。

- (2) ユーザー部門が所管しているシステムの管理について問題点が認められるものの、前回検査指摘事項が改善されるなど、態勢整備が図られている事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 県内のほか、大都市圏を中心に店舗展開
- ・ CSA¹を導入し、主要リスク指標及び損失データの収集・分析に取り組んでいるほか、事務水準のレベルアップを図るため表彰制度を導入している。
- ・ システム障害が発生しており、当局に届け出ている。

【評定結果】

取締役会は、「リスク管理規程」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」において、オペレーショナル・リスクを事務リスクなど6つに区分・定義し、統括部門により各所管部署等からの情報を網羅的に収集・管理させ、その結果の報告を定期的を受け、リスク極小化に向けた対応を図るとしている。

また、システムリスクの管理は、システム管理部署が情報システムの構築や保守管理を行うとともに、ユーザー部門が所管している情報システムにつ

¹ CSA = Control Self Assessment

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

いてもモニタリング等を行うこととしている。

しかしながら、ユーザー部門所管システムの管理について、システム管理部署が関与するセキュリティ要件の検証や開発スケジュールの管理等に係る規程が定められていないことから、同部署は、保険窓販支援システムの導入において進捗管理を十分に行わず稼働を延期しているという問題点が認められる事例。

(3) 規程等の遵守状況に係る営業店に対するモニタリング態勢に問題点が認められるものの、情報資産安全対策に係る前回検査指摘事項の改善が認められる事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 前回検査において、重要物等の管理に係る規程の整備について指摘を受けている。

【評価結果】

取締役会は、オペレーショナル・リスク管理方針等を定め、管理対象とするリスクを定義し、リスク管理委員会において審議する態勢を整備している。

また、前回検査において、情報資産に係る安全対策の評価が不十分との指摘を受けたことから、システムリスク統括部署は、基幹システムの外部運用委託先から安全対策の実施状況の報告を受け、評価結果を経営委員会等に報告している。

しかしながら、事務リスク管理態勢については、債権書類の管理に係る全件調査において多数の債権書類の紛失が認められたことから、所管部署は、債権書類等の管理方法を定めた債権書類管理マニュアル等の策定や自店検査実施細則の改定といった再発防止策を講じたものの、営業店における規程等の遵守状況をモニタリングしていないことから、一部の営業店において、債権書類を保管簿に記録していないほか、割引手形等を無記録で預っているという問題点が認められる事例。

(4) 各種規程の整備など態勢整備に取り組んでいるものの、システム障害の報告態勢に問題点が認められる事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 顧客に影響のあるシステム障害が発生している。

【評価結果】

取締役会等は、事務リスク管理方針及びシステムリスク管理方針を定め、各種規程を整備している。また、前回検査以降、国内では、事務過誤の削減を目的とした事務工程分析に基づく未然防止策等を講じたことにより事務過誤発生件数が減少しているほか、事務リスクの一元管理態勢の強化を目的として、所管部署を事務グループに集約するなど、態勢整備に取り組んでいる。

しかしながら、システム障害への対応や海外拠点における事務過誤につい

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

て、以下のような問題点が認められる事例。

- ・ システム障害の対応については、顧客向けマーケット情報等のメール配信が遅延するというシステム障害が発生し、苦情も発生しているにもかかわらず、システムリスク管理部門はシステム障害ではなく業務の遅延と誤って判断し、経営会議等への報告を行っていない事例等が認められる。
- ・ 海外拠点の事務過誤については、国内で削減効果が認められた施策を活用していないことなどから、発生件数が増加している。

(5) 事務リスク管理状況のリスク管理委員会への報告態勢の整備や各種施策の実効性の検証が不十分であることから、過去の当局検査において重要書類の管理について繰り返し指摘を受けているにもかかわらず、依然として改善が図られていない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 毎回検査において、振込受付書の無記録預りや出資証券の長期預りなどについて指摘を受けている。
- ・ 火災保険質権設定の期日管理について、設定漏れが認められる。

【評価結果】

理事会等は、事務リスク管理状況のリスク管理委員会への報告態勢の整備や各種施策の実効性の検証を行っていない。このため、過去の検査において重要書類の取扱の不備に係る問題点等について指摘されているにもかかわらず、いまだ預り証の不適切な取扱を行っているなど、以下のような問題点が認められ、指摘事項の改善が図られておらず、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ 事務統括部門における規程の周知徹底が不足しているほか、臨店による指導が行われていないことから、預り証の回収漏れや振込受付書の無記録預りなど、事故やトラブルの未然防止の観点から不適切な取扱が依然として多数認められる。
- ・ 質権を設定している火災保険について、所管部署による規程等の周知徹底や指導が不十分であることから、営業店において保険期間の期日管理が行われておらず、期限切れとなっている契約が多数認められる。

(6) 取締役会におけるシステム更新に係る態勢整備が不十分なことから、工程の遅れ等が生じており、システム障害や顧客対応に支障が生じるおそれがある事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 基幹系システムの更新を予定している。

【評価結果】

取締役会は、本部各部に対し、基幹系システムの更新に当たり各部署が実施すべき作業工程の洗出しを行わせていないことから、リスク管理部門は、全行的なリスクの所在や種類を網羅的に把握していないほか、システム移行の所管部署である事務部門は、本部各部が担当すべき作業項目を把握、管理

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

していない。このため、以下のような問題点が認められ、管理態勢が不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ システム開発について、システム品質に係る仕様不良が収束傾向にない中、バッチシステムの計画策定時の工数見積りが精度を欠いていたことなどから、各工程に遅れが生じている。しかしながら、事務部門は、最終移行判定の期日遵守を優先した結果、テストや運用習熟の期間の確保について十分に検討を行わないまま、本格運用までの最終確認である運用テストの期間を短縮している。
- ・ リスク管理部門は、マスター・スケジュールの変更について、延期の原因や想定されるリスク等を取締役会等に対して報告していないほか、総合テストの終了時期の大幅延期について、取締役会等の承認を得ていない。
- ・ システム移行に伴い顧客の同意が必要となる商品等について、事務部門は、顧客交渉のための詳細な計画を策定していないほか、営業店で必要となる作業量を見積もっていない。このため、顧客への通知文書作成等の準備が遅れている。

(7) システム障害への具体的な改善策の検討が遅れていることから、再度同様の原因によるシステム障害が発生している事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店

【評価結果】

取締役会は、システムリスク管理態勢について、ITガバナンス規程を定め、当該規程においてシステム開発等の骨格をなすIT戦略やIT中期経営計画を策定するとしているものの、IT戦略等の策定ははまだ検討段階となっているほか、システム開発に係る標準的な手続等の基本事項を定めた規程を策定していない。

このため、以下のような問題点が認められ、管理態勢は不十分であり、改善の必要がある事例。

- ・ システム開発については、システム修正等においてシステム部門とユーザー部門との間の連絡・協議が行われていないことを原因としたシステム障害が発生したことから、システム企画部門は、改善方針を策定したものの、具体的な改善策の検討が遅れているため、再度同様の原因によるシステム障害が発生している。
- ・ システム障害に係る取締役会への報告については、システム管理部門は、「システムの不具合」や「システムを利用した送金の遅延」といったシステム障害の種類及び件数の一部を報告するにとどまり、ATM障害について顧客に影響が発生し近隣の営業店で対応した事例等を報告対象としていないほか、障害の発生傾向などの分析結果を報告していない。

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

◇ 指摘事例

【オペレーショナル・リスク管理態勢】

i. 経営陣によるオペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) オペレーショナル・リスク管理方針の整備・周知

- ・ 取締役会は、オペレーショナル・リスク管理方針を定めていないほか、オペレーショナル・リスクを総合的に管理するための管理部門を設置していないなど、態勢を整備していない事例。[地域銀行]
- ・ 取締役会は、オペレーショナル・リスクの統括部門を設置したものの、役割・権限を明確に定めていないことから、同部門は、事務リスク、システムリスク等を総合的に管理しておらず、統括部門としての機能が発揮されていない事例。[地域銀行]

(2) 取締役会等への報告・承認態勢の整備

- ・ 取締役会は、統括部門から事務ミス等の発生状況の報告を受けるにとどまり、システムリスクの管理状況について報告を求めている事例。[地域銀行]

ii. 管理者によるオペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) オペレーショナル・リスクのモニタリング

- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、外部監査の指摘事項に対する各所管部署の改善状況及び進捗状況のモニタリングを行っていないことから、一部の部署が改善策の着手等をもって対応済とする不適切な報告を行っているにもかかわらず、当該事実を看過している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

iii. 個別の問題点

(1) 計量手法の適切性

- ・ オペレーショナル・リスクの計量については、シナリオ分析において最大損失額とその発生頻度の具体的な選定基準が定められていないほか、外部損失データと内部損失データの整合性に問題が認められる事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【事務リスク管理態勢】

i. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 内部規程の整備

- ・ 理事会は、管理者に対し重要書類の授受に関する内部規程の策定や、営業店における文書管理の実態把握を指示していない。このため、営業店の渉外担当者が、預り証を交付せずに定期預金証書を預かった事例や、職員による預り証の金額欄訂正が行われている事例。[信用金庫及び信用組合]

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

(2) 事務リスク管理の分析・評価

- ・ 取締役会は、事務リスク管理部門から店内検査による不備事項の件数が増加傾向にあるとの報告を受けているにもかかわらず、関係部署に対して改善策の検討を指示していない事例。[地域銀行]

(3) 改善の実施

- ・ 理事会は、預り物管理に関する店内検査が適切に実施されていないとの内部監査報告を受けているにもかかわらず、事務リスク管理部門に対し、改善策の策定を指示していないことから、現金の無記録預りなどが認められるほか、ATMの現金精査の未実施や同一人による現金の装填・回収が認められる事例。[信用金庫及び信用組合]

ii. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 事務リスク管理規程の内容

- ・ 管理者は、営業店の事務取扱について、規程において統一的な取扱を定めていないことから、出納現金保管庫を施錠していない営業店が認められるほか、持ち帰り現金による職員への立替払いの常態化や渉外担当者の預り証の未交付・未回収など、事故やトラブルに繋がりがねない不適切な事務処理が行われている事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 管理者は、事務ミス管理について、顧客に影響を及ぼしていても当日中に解消すれば報告対象外としていることから、営業店において多数の事務ミスが発生している実態を把握しておらず、依然として改善策を検討していない事例。[地域銀行]
- ・ フロッピーディスク等の情報記録媒体の管理について、貸与・使用するための承認手続が定められていないことから、責任者による一元的な管理や定期的な保有状況の確認が行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 管理者による組織体制の整備

- ・ 管理者は、オペレーショナル・リスク管理の高度化に向け、各部門からの報告を基に事務事故に係るデータを蓄積させているものの、連結子会社及び業務委託先における事務事故を報告対象に含めていない事例。[地域銀行]

(3) 事務統括部門の役割・責任

- ・ 事務統括部門は、口座相違の事務事故について、発生原因等の分析及びそれを踏まえた改善策を検討していない。このため、口座相違などの事務事故が繰り返し発生している営業店が複数認められる事例。[地域銀行]
- ・ 事務統括部門は、為替の二重発信等の誤送信の防止策として、発信番号を採番することとしたものの、誤送信が発生しても当日中に資金が回収された場合は報告を不要としたため、実態把握が不十分となっている。このため、

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

依然として同様の誤送信が発生している事例。[地域銀行]

- ・ 事務統括部門は、自店検査について、検査手順書を策定せずに検査を実施しているほか、検査対象業務の担当者が検査を行い、相互牽制が機能していない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 事務統括部門は、内部監査において多数の不適切な事務処理について報告を受けているにもかかわらず、発生原因分析を踏まえた事務処理方法の見直しなどの改善策を策定していない。このため、依然として重要書類の無記録預りなど、不適切な事務処理が多発している事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 事務統括部門は、経営計画において多発する現金過不足事故の発生件数削減のための目標値を掲げているものの、営業店の事務処理実態を踏まえた事故防止策を策定していないことから、今回検査時点における事故発生件数削減の実績は当該目標値から大幅に乖離している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 事務統括部門は、金利連動型の貸出について、実行金利と契約上の金利が相違したことにより、利息の過徴求等が発生していることを把握しているにもかかわらず、発生原因の分析を行わないまま、経営会議に対し事務過誤が原因であるとして実態と相違した報告を行っている事例。[地域銀行]

(4) 事務指導部門の役割・責任

- ・ 事務指導部門は、盗難通帳や偽造印鑑による定期預金払出の防止策について、営業店に対する指導が不足していることから、内部規程に反し、筆跡照合が行われていないものや、払出請求書に住所等が記入されていないものが多数認められ、中には誤払いの発生が認められる事例。[地域銀行]
- ・ 事務指導部門は、監査部門による内部監査や営業店による店内検査が行われているとの理由から、多数の営業店に対し、臨店指導を長期にわたり実施しておらず、臨店未実施店の中には監査において繰り返し同様の指摘を受けている営業店が認められる。また、取締役会に対して臨店指導状況の報告が行われていない事例。[地域銀行]
- ・ 事務指導部門は、営業店から自店検査における重要な不備事項に係る現状報告を受け、具体的な再発防止策の策定を指示しているが、改善状況のフォローアップを行っていないことから、営業店において依然として同様の事務不備が認められる事例。[地域銀行]

iii. 個別の問題点

(1) 各業務部門の管理者及び営業店長の役割

- ・ 営業店長は、検印・検証制度や自店検査を徹底していないことから、営業店において、預り証の未交付及び長期未回収など、不適切な事務処理が行わ

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

れている事例。[信用金庫及び信用組合]

(2) 自店検査の適切性

- ・ 渉外担当者に対する自店検査については、内部規程により内勤者が行うこととしているが、渉外担当役席が実施している事例が認められる事例。[信用金庫及び信用組合]

【システムリスク管理態勢】

i. 経営陣によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況

(1) システムリスク管理方針の整備・周知

- ・ システム担当役員は、システム共同化運営において、各行で共同化に係る業務役割を分担しているものの、システムリスクを管理するノウハウが実態として当行に集中しているにもかかわらず、当行主導による業態横断的なリスク管理態勢の整備を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 方針策定プロセスの見直し

- ・ 取締役会は、システム共同化に係る参加行との協議において決定された事項に関し、当行の共同化に係る基本方針の見直しを適時に行っていないほか、計画に大幅な遅延項目が認められるにもかかわらず、対応策の検討を行っていない事例。[地域銀行]

ii. 管理者によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 管理者による組織体制の整備

- ・ 管理者は、システム障害時における報告体制を整備していないことから、顧客に影響を及ぼす重大なシステム障害が発生しているにもかかわらず、取締役会等に報告していない事例。[地域銀行]
- ・ 管理者は、システムリスク管理規程において、各業務所管部署がシステムの脆弱性の評価を行うこととしているにもかかわらず、新規に導入したシステムについて品質評価が行われていないことを認識しながら、指導を行っていない。このため、品質評価基準を満たさないシステムの構築を看過している事例。[地域銀行]
- ・ 管理者は、システム稼動に伴うリスクの洗出しや対応策の策定等を各リスク所管部署に検討させていないほか、システム稼動後も多数のシステム障害が発生し不安定稼動の状態にあるにもかかわらず、所管部署に対し発生原因の分析等を指示していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

iii. 個別の問題点

(1) セキュリティ管理者の役割・責任

- ・ セキュリティ管理者は、情報端末のパスワード管理について、営業店に対

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

する指導を十分行っていないことから、営業店において入力欄にIDとパスワードを保存しているほか、顧客情報ファイルにパスワードを設定していない事例。[地域銀行]

(2) ネットワーク管理者の役割・責任

- ・ ネットワーク管理者は、本部各部へのモニタリングが不十分であることから、内部規程に反し、業務目的以外で情報端末を介してインターネットメールを使用している実態を把握していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) 不正使用防止

- ・ 所管部署は、インターネットバンキングのセキュリティ対策を講じたことにより、不正アクセスは防止されているとして、セキュリティスタンダードに反し、アクセス記録の定期的な確認を怠っている事例。[地域銀行]
- ・ 所管部署は、顧客口座への不正アクセスによる振込被害について、不正利用対策が遅れたことから、振込被害に伴うサービス停止が続発している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 所管部署は、人事異動時の確認が不十分であることから、退職後に業務委託先の社員となった者のアクセス権限を抹消していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(4) インターネットを利用した取引の管理

- ・ 所管部署は、インターネットバンキングについて、実際に不正利用等が発生していないとして、預金の不正払戻し等の犯罪発生を想定した補償方針などを策定していない事例。[地域銀行]

(5) 偽造・盗難キャッシュカード対策

- ・ 所管部署は、偽造・盗難キャッシュカードへの対策について、内部規程に反し、防犯カメラの記録を保存期限前に消去したことから、ATMに盗撮カメラが仕掛けられた期間の映像が保存されていない事例。[地域銀行]

(6) システム企画・開発態勢

- ・ 所管部署は、他行との共同によるシステム開発について、要件・仕様管理に係るガイドラインを整備しないまま開発を進めているほか、個々のプロジェクトで認識された課題を他のプロジェクトに活用していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 所管部署は、システム開発に当たり、本番運用を想定したテストを十分に行っていないため、顧客がデータ伝送サービスやインターネットバンキングを使用できなくなる等のシステム障害が発生している事例。[地域銀行]

(7) 開発管理

- ・ システムリスク管理部門は、外部委託している勘定系システムの開発に関

【X. オペレーショナル・リスク管理態勢】

して、内部規程に反し、取締役会に対し進捗状況に係る報告を行っていない事例。[地域銀行]

(8) システム障害の管理

- ・ 所管部署は、システム障害の再発防止策として、システム開発に係る本番検証を徹底することとしているが、運用を開始したシステムに対して検証を行っていないことから、優遇金利付普通預金の適用金利相違が、システムの稼動から半年近く経過後に発覚している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(9) コンティンジェンシープランの策定

- ・ システムリスク管理部門は、オンライン障害時の不測の事態への対応について、営業店を含めたシステム障害時を想定した訓練を実施していない事例。[地域銀行]

(10) 預金口座の名寄せ

- ・ 営業店において、預金保険事故が発生した場合の預金保険機構指定データの作成訓練が行われていないほか、手作業で決済用預金を払い戻す際の作業手順が営業店職員に周知されておらず、実効性が確保されていない事例。[地域銀行]
- ・ 名寄せデータ整備については、データ整備に係る仕様変更が行われているにもかかわらず、事務統括部門は仕様変更による影響を検証していないことから、事務統括部門が管理している名寄せ不可能先と預金保険機構へ提出する名寄せ不可能先が相違している事例。[地域銀行]
- ・ 名寄せデータ整備については、事務統括部門において毎月営業店より提出される新規・変更分の名寄せデータの検証を十分に行っていないほか、システム上の不備に基づくデータ誤りを認識しているにもかかわらず、対応を怠っていることから、名寄せ用カナ氏名や設立年月日等の入力誤りが多数認められる事例。[地域銀行]

(11) システム統合に係る管理態勢

- ・ システムリスク管理部門は、システム統合に係る問題点の洗い出しや対応策の検討が不十分であるうえ、関係各部との連携が不足していたことから、移行テスト等が徹底されていない。このため、定期預金解約時における適用金利の誤りや、一部のキャッシュカードの利用不能など、システム障害による多数のトラブル・苦情が発生している事例。[地域銀行]

【XI. その他（信託業務）】

XI. その他（信託業務）

I. 信託業務管理態勢

- ・ 取締役会は、各管理責任部門に対して、信託業務の管理上必要な情報の洗出しについて指示を行っているものの、管理失当による損失補填事案の当社全体の発生状況を報告対象としていない。このため、管理失当の原因分析を行っていないなど、信託業務管理の適切性に関する検証態勢が十分に整備されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 事務事故の処理等を審議するオペレーショナル・リスク管理委員会は、顧客の意向に反した運用事案に係る再発防止策の策定に当たっての発生原因の分析が不足していることから、依然として同様の事務事故が連続して発生しているなど、再発防止に向けた同委員会の機能発揮が不十分な事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 取締役会は、適格退職年金制度廃止に伴う委託者の他の企業年金への移行について、移行処理の促進に係る対策の立案や計画の進捗管理を行うため、年金制度移行のための委員会を設置している。
しかしながら、同委員会は、移行処理実績が中期経営計画に対し大幅未達であり、所管部から今後事務処理量が著しく増加していくとの報告を受けているにもかかわらず、人的資源の配分やシステム整備等の対応策について検討を行っておらず、機能を発揮していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 信託代理店報酬の算定に係る所管部署は、同報酬の算定において、信託代理店であるグループ子会社の業務範囲が他の信託代理店より広範であるとして、同子会社に対する報酬を他の信託代理店の3倍の水準に設定している。
しかしながら、所管部署は、アームズ・レングス・ルールの遵守に係る検討において、同子会社との重複取引先について同子会社の役務負担割合が低下することを考慮しておらず、アームズ・レングス・ルールの遵守に係る検討態勢が不十分な事例。[主要行等及び外国銀行支店]

II. 信託引受管理態勢

(1) 信託引受管理部門の役割

- ・ 信託引受管理部門は、不動産管理処分信託の引受管理について、営業店に対して規程遵守のための指導や遵守状況のモニタリングを徹底していないことから、開発型流動化案件に関し、一部の営業店において当該案件の関係者から契約書を徴求せず、規程に定められたスキーム全体のリスクの検証を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【XI. その他（信託業務）】

(2) 信託契約代理店の管理態勢

- ・ 信託代理店の所管部署は、信託代理店からの内部監査報告において、監査項目が当社の内部規程に準じていないものが多数認められているにもかかわらず、信託代理店に対して改善指示を行っていないなど、実効性あるモニタリングを行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

Ⅲ. 信託引受審査態勢

(1) 受託審査部門の態勢と役割

- ・ 信託契約書に係るリーガル・チェックについては、受託審査部門及びコンプライアンス統括部門による信託業法に定められた善管注意義務等に係る検証が十分に行われていないことから、契約書において、当社の注意義務を軽減する特約や、業務委託先の選任に係る当社の責任を「故意又は重過失」の場合に限定する特約など、善管注意義務等の観点から合理性を欠く特約を規定している契約が多数認められる事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 信託引受審査の適正性

- ・ 引受審査部門は、不動産管理信託におけるオフバランス化要件の充足性の検証について、会計意見書の取得等による具体的な検証方法などを定めていないため、内部規程上オフバランス処理が認められない流動化案件を受託している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

Ⅳ. 信託財産管理に係る管理態勢

(1) 不動産の管理の適正性

- ・ 不動産管理処分信託における管理を要する案件のモニタリング態勢については、所管部署が、現状把握のための具体的な確認事項を定めていないなど、モニタリングが不十分であることから、アスベスト案件の管理漏れが認められる事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 信託財産管理業務委託先の管理態勢

- ・ 財産管理部門は、株主優待物の管理について、業務委託先において優待物の紛失事故が発覚しているが、その事実を委託者及び受益者に説明していないほか、当該事故発生後においても、他の業務委託先に対する優待物の現物確認の監査や全社的な管理ルールの見直し等を行っておらず、再発防止のための取組を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 業務委託先が再委託を行う場合において、事務統括部門及び業務所管部署による委託先のモニタリングが不十分であることから、当社の同意を得ないまま委託先が再委託を行っている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【XI. その他（信託業務）】

(3) 再信託先又は共同受託先の管理の適正性

- ・ 再信託先の管理部門は、再信託先において事務過誤等の事故が多発しているにもかかわらず、再信託先の再発防止策の妥当性を検証していないほか、事故原因等を踏まえ再信託先に対するモニタリング項目の見直しを行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

V. 信託財産運用管理態勢

(1) 信託財産運用管理態勢の整備・確立状況

- ・ 実績配当型金銭信託に係る組入対象銘柄については、運用管理部門による適切性の確認が組入後に行われていることや、運用状況を審議する運営会議のチェック機能が不十分であることから、約款で限定列挙していない商品を購入し、信託財産に毀損が発生している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 信託財産運用管理部門の態勢と役割

- ・ 実績配当型金銭信託商品については、信託財産運用管理部門は、監査法人から運用財産の評価方法の妥当性について指摘を受け、基準価格の変動等、当該金銭信託の商品性に影響が生じる可能性があることを認識しているにもかかわらず、顧客の利益を確保するための対応策を検討していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

VI. 併營業務管理態勢

(1) 併營業務管理部門の態勢と役割

- ・ 所管部署は、証券代行業務について、株式配当金誤払い等の事務過誤が継続的に発生しているにもかかわらず、取締役会への報告は事務過誤の発生件数のみにとどまり、誤払いの実態を報告していないほか、十分な再発防止策を講じていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 併營業務管理部門は、内部規程に反し営業店の決裁状況をモニタリングしていないうえ、営業店に対して十分な改善を行っていないことから営業店の遺言執行引受業務において、顧客への説明状況や意思能力確認状況等の記録が不十分となっている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 遺言執行業務（遺言信託）等における受託審査の適正性

- ・ 公正証書遺言書作成時の職員の立会については、内部規程により原則禁止としているが、規程に反し立会が行われたことに起因する苦情が発生しているにもかかわらず、所管部署は改善策を講じていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【XI. その他（信託業務）】

(3) 遺言書の管理の適正性

- ・ 遺言信託業務における遺言書等重要書類の管理について、所管部署の営業店に対する指導が不十分であることから、営業店において、廃棄すべき遺言書の写しを担当者が大量に保管している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

【保険会社】

<保 険 会 社>

I. 内部管理態勢

(1) 取締役及び取締役会の役割

- ・ 取締役等は、前回検査において指摘を受けた不適切な募集行為に係る改善取組について、改善策の取りまとめ部門や関係部門に対し、類似事案の調査や問題点の洗出しを具体的に指示していないうえ、改善策の有効性を評価していないほか、改善状況の報告を求めている。このため、前回検査の指摘事項の類似事案が多数発生している事例。
- ・ 取締役会は、収益計画や前回検査指摘を受けて策定した改善計画について、常勤取締役が参加する経営会議において審議しているとして、取締役会規則に反し、承認決議を行っておらず、取締役会の機能を発揮していない事例。
- ・ 取締役会は、収益管理部門から収益計画に対して実績が下回っていることの報告を受けているものの、同部門に対して、収益悪化の原因分析を行わせておらず、今後の収益改善に関する議論を行っていない事例。
- ・ 取締役会は、内部監査部門の担当取締役に保険金支払業務等を所管する被監査部門の担当取締役に兼務させているが、被監査部門からの独立性を確保するための措置を講じていない事例。

(2) 監査役及び監査役会の役割

- ・ 監査役は、監査役監査において、被監査部門に対して口頭で指摘を行うにとどまり、その後の改善状況を確認していないなど、フォローアップを行っていない事例。

(3) 内部監査

- ・ 内部監査部門は、代理店に対する内部監査に関し、指摘事項に対する改善策や改善状況のフォローアップについて、関係部門に対して情報提供を行っていない。このため、関係部門は、内部監査で判明した問題点を踏まえた指導を行っておらず、多数の代理店において同様の問題事例が発生している事例。
- ・ 内部監査部門は、監査指摘事項について、改善状況の進捗管理を行っておらず、フォローアップを被監査支社任せとしている。このため、監査指摘事項が改善されておらず、同一の被監査支社において同様の原因に基づく問題事例が発生している事例。
- ・ 内部監査部門は、内部監査計画について、被監査部門のリスクの種類や程度に応じた内部監査計画を策定しておらず、取締役会も十分に同計画の内容を検証していないことから、法令等遵守や募集管理を所管する部門に対する監査を実施していない事例。

【保険会社】

(4) 外部監査の活用

- ・ 内部監査部門は、外部監査人により指摘された事項のフォローアップを、指摘を受けた部署に個別に対応させることとしており、改善状況の検証を行っていない。このため、同部門において、長期間にわたり未改善となっている指摘事項を把握していない事例。

Ⅱ. 法令等遵守態勢

(1) 法令等遵守態勢の整備・確立状況

- ・ 取締役会は、反社会的勢力に対する取組について、一元的に管理する部署や管理のための具体的な規程を定めていない。このため、営業拠点が入手した反社会的勢力に係る情報が保険引受部門に提供されていない事例。
- ・ コンプライアンス統括部門は、募集人による不祥事件の事実調査を行った際に、反社会的勢力が関与していることを把握したにもかかわらず、同募集人が募集した他の保有契約について、同勢力の関与について調査を行っていない事例。
- ・ ディスクロージャー資料の取りまとめ部門は、各部門から提出されるデータについて、その適正性にまで踏み込んだ検証を行っていない。このため、ディスクロージャー資料にソルベンシー・マージン比率の計数等を誤って掲載している事例。

(2) コンプライアンス統括部門及びコンプライアンス担当者の役割

- ・ コンプライアンス統括部門は、保険募集に係るコンプライアンス関連情報について、各部門からの報告事項を具体的に定めていない。このため、募集行為の適切性を検証するために実施している契約確認調査の結果について報告を受けておらず、募集人の不適正行為を把握していない事例。

(3) コンプライアンス・プログラムの策定・実施

- ・ コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス・プログラムについて、内部監査部門の指摘事項や不適正事象の発生状況等を踏まえたものとなっておらず、各部門におけるコンプライアンス目標や研修計画等を具体的に定めていない事例。

(4) 指導・研修・管理等

- ・ コンプライアンス統括部門は、代理店に対するコンプライアンス研修について、多数の営業拠点において同研修を実施していないことを把握しているにもかかわらず、未実施の営業拠点に対して指導を行っていない事例。

(5) 不祥事件等に係る対応態勢

- ・ コンプライアンス委員会は、内部規程において、不祥事件に該当するか否

【保険会社】

かの判断を行うこととしているが、同委員会の下部組織である事務局に同判断を行わせている。このため、不祥事件に該当するにもかかわらず、同事務局において不祥事件に該当しないとの誤った判断を行っている事例。

- ・ コンプライアンス統括部門は、不祥事件等を発見した際の同部門への報告方法等を具体的に定めていない。このため、不祥事件等を発見した部署がコンプライアンス統括部門に報告しないまま処理を行っている事例。
- ・ コンプライアンス統括部門は、不祥事件等に係る処分を実施した代理店から業務改善書を徴求することとしているが、同改善書の管理を担当者任せとしており、実態を把握していない。このため、多数の代理店から同改善書が徴求されておらず、代理店における責任の明確化が適切に行われていない事例。

(6) 他業の制限等

- ・ 取締役会等は、特定関係先との取引について、取引に係る規程等を定めず、アームズ・レングス・ルールの遵守状況を検証する態勢を整備していない。このため、グループ会社とのシステム共同開発において、経費負担額の妥当性が検証されていない事例。

Ⅲ. 保険募集管理態勢

(1) 募集コンプライアンス担当部門の役割

- ・ 募集コンプライアンス担当部門は、早期失効・解約契約の管理について、不適正契約排除の観点から、支社に同契約に関する報告書を作成させているが、募集上の問題点の有無の確認を支社任せとしており、同部門において同報告書の検証を行っていない事例。
- ・ 募集コンプライアンス担当部門は、保険料の口座振替について、内部規程において、原則として契約者本人名義の口座から引き落としを行うこととしているが、保険料の引き落とし口座名義人が契約者と相違している場合に、同部門において契約者本人名義の口座以外とする理由等の確認を行っていない事例。

(2) 保険募集人の登録・届出・管理

- ・ 募集管理部門は、内部規程において、代理店から募集管理の実態を確認するための報告書を徴求することとしているが、金融機関代理店の負担に配慮し、一部の金融機関代理店が同報告書を提出していない実態を容認しており、代理店を適切に管理できる態勢となっていない事例。
- ・ 募集管理部門は、募集人の登録事項の管理について、代理店が登録事項変更の有無について自主点検を行うこととしているが、点検項目を具体的に定めていない。このため、登録事項の変更事由が発生しているにもかかわらず、

【保険会社】

代理店の自主点検において点検漏れとなっている事例。

- ・ 募集管理部門は、コールセンターで使用するオペレーターの説明要領について、同センターにおいて同要領を作成することとしているが、具体的な作成ルールを定めた管理規程を整備していない。このため、契約更改時にオペレーターが契約内容の確認を行う場合の説明要領において、重要事項の説明に係る記載がない事例。
- (3) 保険募集資料等（広告も含む）の表示の適切性
- ・ 募集管理部門は、募集文書の管理について、内部規程において、同部門が事前に募集文書の審査・承認を行うこととしているが、代理店に対して同規程を周知徹底していない。このため、代理店のウェブサイトにおいて、同部門の承認を得ないまま、誤った保障範囲を記載した募集文書が掲載されている事例。
- (4) 保険募集業務の適正性
- ・ 募集管理部門は、自己契約について、内部監査部門から保険料の割引等を目的とした自己契約を防止する措置を講ずる必要があることを指摘されているにもかかわらず、改善策を検討しておらず、いまだ防止措置を講じていない事例。
 - ・ 募集管理部門は、団体構成員外契約の適正化への取組について、経営会議において同契約の引受拒絶を行うことが決定されているにもかかわらず、苦情を申し出ている団体に対しては、引受拒絶を行っていない事例。
 - ・ 募集管理部門は、保険料の確定精算について、管理システムにおいて管理することとしているが、確定精算が必要な契約に係る同システムへの登録を代理店任せとしており、登録状況の実態を把握していない。このため、登録漏れとなった契約において、確定精算が行われていない事例。
 - ・ 募集管理部門は、保険料の確定精算について、精算事務の管理を代理店任せとしており、精算金額が0円となっている契約において適切に精算が行われているか否かについて検証を行っていない。このため、代理店において、契約者から確定精算に必要な資料を入手しておらず、適正な保険料を徴収していない事例。
 - ・ 募集管理部門は、リスク細分型自動車保険について、免許証の帯色相違に係る契約取消が多数発生していることを把握しているにもかかわらず、代理店が免許証の帯色確認を適切に実施しているか否かについて検証を行っていない。このため、依然として代理店の確認不足等を原因とした帯色相違に係る契約取消が発生している事例。

【保険会社】

IV. 顧客保護等管理態勢

【保険契約管理態勢】

(1) 契約管理部門の役割

- ・ 契約管理部門は、満期保険金等の請求案内について、連絡先不明の契約者への対応方針を定めていない。このため、営業拠点において、連絡先不明の契約者について調査を行わないまま、請求案内を終了している事例。

(2) 契約管理事務の適切性

- ・ 契約管理部門は、解約に係る対応について、契約者からの苦情により、代理店において解約手続の遅延が発生していることを把握しているにもかかわらず、具体的な遅延内容などの発生原因の分析を行っておらず、再発防止策を策定していない。このため、依然として多数の代理店において解約手続が遅延している事例。
- ・ 契約管理部門は、満期保険金の時効処理について、契約者に対して時効成立時期の通知を行うこととしたにもかかわらず、取組を開始するまでに長期間を要しており、いまだ同通知を行っていない事例。

【保険金等支払管理態勢】

(1) 支払管理部門の役割

- ・ 支払管理部門は、保険金の請求書類の受付管理簿を整備しておらず、支払事務の進捗管理を支払部門の担当者任せとしており、実態を把握していない。このため、支払部門において、請求書類を受け付けてから長期間未払いのまま放置している事例。

(2) 保険事故の事実関係及び損害の調査・確認

- ・ 支払管理部門は、支払事務の進捗管理をサービスセンター任せとしており、実態を把握していない。このため、保険事故の事実調査に時間を要し長期間にわたり滞留している事案について、サービスセンターにおいて、契約者との折衝内容等の調査の経過が記録されておらず、支払事務の進捗管理を適切に行っていない事例。
- ・ 支払管理部門は、契約者等から保険事故連絡を受けて請求書類を送付し、その後、請求書類が返送されていない事案について、代理店に対して契約者等の請求意思の有無を口頭で確認するにとどめていたことから、契約者等の請求意思があるにもかかわらず、請求の取下げ処理を行っている事例。

(3) 保険金等支払いの適切性

- ・ 支払管理部門は、傷害保険における死亡保険金を支払う際に、事故日と死亡日が相違している場合の入院保険金の支払可能性を調査していない。このため、入院保険金が支払われていない事例。

【保険会社】

【苦情処理態勢】

(1) 苦情処理態勢の整備・確立状況

- ・ 苦情担当部門の担当取締役は、各部門が苦情を独自に管理している実態を把握しているにもかかわらず、苦情担当部門に対して一元的管理を行うよう指示しておらず、全社的な苦情の発生状況を把握するための態勢を整備していない事例。

(2) 苦情処理対応の適切性

- ・ 苦情担当部門は、営業拠点に対して苦情の定義や報告ルールを周知徹底していないことから、営業拠点において解決した苦情の報告を受けていない。このため、同部門は全社的な苦情の発生状況が把握できておらず、発生原因の分析や再発防止策の検討が不十分な事例。
- ・ 苦情担当部門は、不祥事件等の疑義のある内容を含む苦情の報告を受けた際に、内部規程に反してコンプライアンス統括部門等へ報告を行っておらず、関係部門間の連携が図られていない。このため、同苦情について、コンプライアンス上の問題の有無に係る検証が行われていない事例。

【顧客情報管理態勢】

(1) 顧客情報統括管理責任者の役割等

- ・ 顧客情報統括管理責任者は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める技術的安全管理措置について、システム対応が必要な項目の洗い出しを行うにとどまり、多数の項目において措置を講じていない事例。
- ・ 顧客情報統括管理責任者は、支社の個人情報取扱台帳に係る管理要領を整備していない。このため、支社で作成した個人情報を含む文書が同台帳により管理されていない事例。
- ・ 顧客情報統括管理責任者は、端末機器の社外への持出しについて、内部規程において、事前に許可申請を行うこととしているが、営業職員に対して周知徹底していない。このため、端末機器を社外へ持ち出した後の許可申請が多数行われており、持出情報の特定ができない事例。
- ・ 顧客情報統括管理責任者は、機微情報の管理について、営業拠点に対して管理規程を周知徹底していない。このため、営業拠点において、業務上必要のない機微情報について、同規程に則ったマスキング処理が行われていない事例。

(2) 事後対応の管理状況

- ・ 顧客情報統括管理責任者は、個人情報の漏えい事案等への対応について、発生部署より同事案等の報告を受けることとしているが、漏えいの定義を具体的に定めていない。このため、保険証券の紛失や示談書の誤送付等の事案が同管理責任者に報告されていない事例。

【保険会社】

(3) 代理店・外部委託先

- 顧客情報統括管理責任者は、個人情報取扱に係る代理店点検において、内部規程に定める代理店職員の守秘義務契約を結んでいない代理店があることを把握しているものの、改善指示を行っていない。このため、同代理店において、依然として代理店職員との守秘義務契約を結んでいない事例。

V. 財務の健全性・保険計理に関する管理態勢

(1) 責任準備金等の積立の適切性等

- 支払備金の取りまとめ部門は、支払備金の計上を行う保険金の支払部門に対し、支払備金の計上に係るルールを周知徹底していないほか、支払備金の計上漏れに係るチェックを十分に行っていない。このため、支払備金の計上漏れが認められる事例。

(2) 将来収支分析

- 保険計理人は、将来収支分析について、所管部署が行った計算結果を確認していないことから、劣後性債務の支払利息について計算を誤っている事例。

VI. 商品開発管理態勢

(1) 商品開発に関連する部門の役割

- 商品開発担当部門は、保険商品の販売開始後のフォローアップについて、実施時期や手法等を具体的に定めていない。このため、損害率が販売開始前に想定していた水準を大幅に上回っているにもかかわらず、販売方針や商品内容の変更等の対応が検討されていない事例。
- 商品開発担当部門は、内部規程において、顧客等の意見・要望を収集し、その内容を商品開発を所管する委員会に報告することとしているが、同部門が実施した顧客満足度に係るアンケートにおいて、複雑な商品内容などに関して多数の意見や苦情が寄せられているにもかかわらず、同アンケートの結果について同委員会に報告していない。このため、同委員会において、商品内容等の改善が検討されていない事例。
- 募集管理部門は、新商品の販売開始前において、募集人に対して商品の特性を考慮した販売説明に係る教育を行っていない。このため、募集人が募集時に複雑な給付金支払条件等について十分な説明を行わなかったことに起因して、契約者から苦情が多数寄せられている事例。

【保険会社】

VII. 保険引受リスク管理態勢

(1) 保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況

- ・ リスク管理委員会は、保険引受リスク管理上重大な問題がある事案について、同委員会等への報告基準を定めていない。このため、保険引受リスク量がリスク・リミットを超過したにもかかわらず、同委員会等への報告が行われていない事例。

(2) 保険引受に際しての審査態勢

- ・ 保険引受リスク管理部門は、高額保障の保険契約について、契約者に対して高額保障の必要性を確認しないまま引受を行っており、モラルリスクの排除のための態勢を整備していない事例。
- ・ 保険引受リスク管理部門は、継続契約の引受の可否について、職務分掌上権限のない営業部門に引受の可否判断を行わせている。このため、内部規程に定める保険引受基準に反し、モラルリスク事案の引受が行われている事例。
- ・ 保険引受リスク管理部門は、募集時における契約者への契約内容の確認不足等により、契約内容の遡及訂正処理が多数行われていることを把握しているにもかかわらず、募集管理部門との再発防止に係る協議を行っていない。このため、依然として、同様の原因による契約内容の遡及訂正処理が行われている事例。
- ・ 保険引受リスク管理部門は、引受審査について、営業拠点が内部規程に定める引受申請を行わずに引き受けている事例があることを把握しているにもかかわらず、担当者の事務ミスにより発生したものと判断し、全社的な実態調査を行っていない事例。

(3) 再保険に関するリスク管理のための態勢整備・確立状況

- ・ 保険引受リスク管理部門は、再保険の管理について、内部規程において、引受限度額を超える引受を行う場合に事前に任意再保険による出再を行うこととしているが、営業部門との連携が十分に行われていないため、引受限度額を超過しているにもかかわらず、出再を行っていない事例。

VIII. 資産運用リスク管理態勢

(1) 市場関連リスク管理態勢の整備・確立状況

- ・ リスク管理委員会は、市場関連リスクに係るモニタリング結果の報告を受けているが、リスク・リミットの見直しやVaRの計量方法等の合理性について検討を行っていない事例。
- ・ リスク管理委員会は、リスク計測モデルの管理について、市場関連リスク管理部門が実施した同モデルの変更やバック・テストの結果について

【保険会社】

報告を受けておらず、リスク計測の適切性に係る検証を行っていない事例。

(2) 信用リスク管理部門の体制と役割

- ・ 自己査定態勢については、二次査定部門である審査管理部門が債務者区分を変更した債務者について、一次査定部門である融資部門が債務者区分の最終決定権限を有しており、牽制機能が発揮される態勢となっていない事例。
- ・ 審査管理部門は、債務者から入手した資料により売掛債権等の含み損の見積り額を把握しているにもかかわらず、債務者の実態的な財務内容に反映しないまま査定を行っていることから、自己査定が不正確となっている事例。

Ⅷ. オペレーショナル・リスク等管理態勢

【事務リスク管理態勢】

(1) 事務リスク管理態勢の整備・確立状況

- ・ 取締役会は、事務リスク管理の基本方針を定めておらず、事務リスクを一元的に管理する部門を設置していないなど、事務リスクの管理のための態勢を整備していない事例。

(2) 事務リスク管理部門の役割

- ・ 事務リスク管理部門は、事務事故の報告について、同部門への報告規程を策定しているものの、報告対象となる事務事故を明確に定めていない。このため、所管部署において、顧客に影響を及ぼす事務事故であるにもかかわらず、顧客への影響が解消されたことをもって同部門へ報告していない事例。
- ・ 事務リスク管理部門は、各部門から事務ミスの発生件数を集計するにとどまり、発生原因の分析を行っていないほか、各部門における改善状況についてフォローアップを行っていない。このため、依然として各部門において同様の事務ミスが発生している事例。

(3) 外部委託管理

- ・ 外部委託先の管理については、内部規程において、委託元部署が委託先の業務点検を行うこととしているが、点検対象となる委託先の業務範囲が明確に定められておらず、同点検が十分に行われていない事例。
- ・ 外部委託先の管理については、委託契約を締結する際に、コンプライアンス統括部門によるリーガル・チェックを受けていないことから、委託手数料に関して具体的な取り決めを行っていない先や、契約書を取り交していない先が認められる事例。

【システムリスク管理態勢】

(1) システムリスク管理態勢の整備・確立状況

- ・ 取締役会は、システムリスク管理の基本方針を定めておらず、顧客に重大

【保険会社】

な影響を及ぼすシステム障害が発生した際の報告体制を構築していないなど、システムリスク管理のための態勢を整備していない事例。

- ・ システム担当部門は、EUC¹に係るシステムリスクの管理について、保険引受リスク管理部門において、再保険業務をEUC化している実態を把握していない事例。

(2) システム企画・開発態勢

- ・ システム開発部門は、システム開発に係る管理規程を定めているものの、具体的な事務手順やユーザー部門の作業実施に係るマニュアルを整備していないほか、システム開発計画の進捗状況を把握していない事例。
- ・ システム開発部門は、内部規程において、ユーザー部門と連携してシステムの開発を行うこととしているが、ユーザー部門によるテストの実施状況やテスト結果等を十分に検証していない。このため、システム設計ミスやテスト漏れに起因する顧客に影響を与えるシステム障害が発生している事例。

(3) 非常時等への対応

- ・ リスク管理部門は、コンティンジェンシープランにおいて、各部門に訓練等の実施を指示しているものの、営業拠点を含めた全社的な実施状況を把握していないほか、各部門における業務の継続・復旧方法を具体的に定めていない事例。

【流動性リスク管理態勢】

(1) 流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

- ・ 取締役会は、流動性リスクの管理について、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離しておらず、牽制機能を確保するための措置を講じていない事例。

¹ EUC = End User Computing

【金融持株会社】

<金融持株会社>

I. グループ経営管理態勢

1. グループの経営方針等の策定

(1) 戦略目標の整備・周知

- ・ 取締役会は、子銀行の経営計画における計数目標等の各種戦略の妥当性を検証していないほか、グループ全体の経営計画の履行状況に関し、計画比マイナスとなっている事業が認められるにもかかわらず、原因分析や対応策などについて十分な議論を行っておらず、子銀行に対して適切な指導を行っていない事例。

(2) 法令等遵守方針の整備・周知

- ・ コンプライアンス担当部門は、反社会的勢力への対応について、コンプライアンス委員会において子銀行間の同勢力管理の共通化を指示されているにもかかわらず、子銀行間の管理規程の統一にとどめ、同勢力の情報のデータ共有化に係る検討を行っていない事例。

(3) リスク管理方針の整備・周知

- ・ 信用リスク管理委員会は、子銀行間の併行与信先の管理態勢について、一部業種の併行与信先の与信管理に係る対応方針の協議を行うにとどまり、グループとしての併行与信先への対応に係る規程を整備していない事例。

2. グループ内会社管理態勢の整備・確立状況

(1) 銀行持株会社への報告・承認態勢の整備

- ・ コンプライアンス担当部門は、主要グループ会社のコンプライアンス担当部署による業務遂行状況の報告を受けているものの、法令等の改正への対応が報告されていないことを看過し、各社に指導を行わなかったことから、子銀行等のコンプライアンス・マニュアルに法令等の改正内容が反映されていない事例。

(2) 適切な会計処理態勢の整備

- ・ 会計担当部門は、グループ会社における退職給付会計上の期待運用収益率を決定しているが、グループ各社において年金資産の運用ポートフォリオが異なるにもかかわらず、十分な検討を行わないまま各社に同じ期待運用収益率を通知している事例。

3. モニタリング及び見直し

- ・ リスク管理部門は、資産査定管理態勢について、子銀行間における併行与信先の債務者区分の調整を行うための態勢を整備していないことから、同部門は、併行与信先の実態を十分に把握しておらず、多数の債務者区分の不一致が認められる事例。

【金融持株会社】

4. 特に留意すべき個別の問題

(1) 提携業務等に関する管理

- ・ 取締役会は、子銀行と子証券会社の連携に係る弊害防止措置の遵守に向けた関与や指導が不十分であることから、子銀行から子証券会社へ転籍した職員が、子銀行の顧客に係る非公開情報を情報共有同意書を取得せずに入手している事例を看過しており、持株会社として適切な管理・監督を行っていない事例。

(2) 危機管理態勢の適切性

- ・ リスク管理部門は、主要グループ会社の風評リスクを一元的に把握・管理することとしているが、同部門は、各社に対して風評リスクに係る報告基準を示していないことから、各社の担当部門において把握された情報が当社に報告されていない事例。
- ・ リスク管理部門は、一部のグループ会社を除き、グループ各社におけるコンテンツジェンシープランの策定状況の把握や内容の適切性に係る検証を行っていない。また、同部門は、当社における緊急時対応に係る規程において、緊急時にグループ会社から報告を受けた場合の当社の連絡体制や方法などの具体的な対応を定めていないほか、緊急時を想定した訓練を行っておらず、実効性が確保されていない事例。
- ・ システム統括部門は、グループとしての新システムへの移行において、子銀行のシステム障害等により風評リスクが顕在化した場合に報告を受けることとしているものの、報告を受けた場合の当社の対応方法を定めていない事例。

Ⅱ. グループ自己資本管理態勢

1. 自己資本充実度の評価

- ・ 自己資本管理部門は、グループ全体の自己資本充実度を評価するストレス・テストに関し、信用リスクに係るストレスを考慮していないほか、風評リスクの波及による影響を考慮していない事例。

Ⅲ. グループ統合的リスク管理態勢

1. 統合的リスク管理方針の整備・周知

- ・ 経営会議等は、リスク管理部門に対し、各リスク管理の所管部署が作成したグループ全体のリスク限度額の妥当性の検証等を行わせていない事例。

2. 統合的リスク管理部門の役割・責任（リスクの統合的な評価）

- ・ リスク管理部門は、グループ全体の貸出金において高い割合を占めている住宅ローンが潜在的な金利リスクを抱えているにもかかわらず、リスクの洗

【金融持株会社】

出しや収益に与える影響等の分析を十分に行っておらず、経営会議等に対しても金利リスクの状況等について報告を行っていない事例。

- ・ リスク管理部門は、リスクの特定について、グループ全体の信用集中リスクや、持株会社自身に所在する法務リスク及び風評リスクの評価を行っていない事例。

<行政処分に繋がった検査>

立入検査及びその後の報告徴求により行政処分が行われた事例（金融機関名及び公表日）は下記のとおりとなっています。詳しくは当庁ホームページの「報道発表資料」（<http://www.fsa.go.jp/news/index.html>）を参照願います。

[地域銀行]

- ・ 東和銀行（平成19年10月12日）※

[信用金庫及び信用組合]

- ・ 岐阜商工信用組合（平成20年4月11日）※
- ・ 山梨県民信用組合（平成20年6月20日）

(注) ※印が付されている金融機関に対する検査は、平成18検査事務年度に立入検査を実施したものであるが、行政処分が19検査事務年度に行われたものである。